

平成28年8月22日

安曇野市教育委員会

平成28年8月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教育部 学校教育課
平成28年8月22日提出	(課長)古幡 彰 (担当)平林 洋一

タイトル	安曇野市総合計画審議会委員の選任について												
決定を要する事項の内容	安曇野市総合計画審議会委員の選任に係る協議												
要旨	安曇野市長より「安曇野市総合計画審議会条例」に基づく、安曇野市総合計画審議会委員の推薦依頼がありましたので、教育委員1名の選任をお願いするものです。												
説 明	<p>○安曇野市総合計画策定の趣旨 今後、当市を含めて全国的に少子高齢化・人口減少が進展することが見込まれるとともに、市民ニーズや価値観は一層多様化・複雑化しています。このような現状を踏まえ、中長期的に計画的かつ安定的に効率性・有効性の高い行政運営を行っていくために、計画期間を平成29年度までとしている第1次安曇野市総合計画に続く第2次安曇野市総合計画を策定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本構想</td> <td>まちづくりの基本的方向</td> <td>平成30年度～平成39年度</td> </tr> <tr> <td>基本計画</td> <td>基本的な諸施策を体系別にした計画</td> <td>前期：平成30年度～平成34年度 後期：平成35年度～平成39年度</td> </tr> <tr> <td>実施計画</td> <td>諸施策に係る具体的な事業</td> <td>3カ年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細は別紙のとおり</p> <p>○安曇野市総合計画審議会条例 【抜粋】</p> <p>(設置) 第1条 安曇野市総合計画（以下「総合計画」という。）に関し、必要な事項を調査及び審議するため、安曇野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(任務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議する。</p> <p>(組織) 第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 民間諸団体の代表者 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認める者</p> <p>(会長及び副会長) 第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。 2 会長は、審議会を代表するとともに、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(任期) 第5条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでの間とする。 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>		内 容	期 間	基本構想	まちづくりの基本的方向	平成30年度～平成39年度	基本計画	基本的な諸施策を体系別にした計画	前期：平成30年度～平成34年度 後期：平成35年度～平成39年度	実施計画	諸施策に係る具体的な事業	3カ年
	内 容	期 間											
基本構想	まちづくりの基本的方向	平成30年度～平成39年度											
基本計画	基本的な諸施策を体系別にした計画	前期：平成30年度～平成34年度 後期：平成35年度～平成39年度											
実施計画	諸施策に係る具体的な事業	3カ年											

写

28 政Dア-8 第3号
平成 28 年 7 月 27 日



安曇野市教育長 様

安曇野市長 宮 澤 宗 弘



安曇野市総合計画審議会委員の推薦について（お願い）

日頃より市政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

市では、第1次安曇野市総合計画に基づき計画的に施策を推進しておりますが、計画期間が平成29年度までの10年間となっていることから、今年度より第2次安曇野市総合計画の策定業務を行っています。

教育行政に精通した貴会の意見を総合計画に反映させるため、下記のとおり総合計画審議会委員を貴会より1名推薦いただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 委員名
安曇野市総合計画審議会委員
- 2 任期
委嘱の日から当該計画策定に係る調査及び審議が終了するまで
- 3 人数
1名
- 4 活動内容
任期中の平日に開催する総合計画審議会に出席し、当該計画策定に係る調査及び審議を行う
- 5 報酬
市が規定する額
- 6 添付資料等
 - (1) 推薦書
 - (2) 第2次安曇野市総合計画策定に関する基本方針
 - (3) 第2次安曇野市総合計画の策定スケジュール
 - (4) 安曇野市総合計画審議会条例

安曇野市 政策部 政策経営課
課長：関 欣一 担当：小林俊夫
電話：0263 - 71 - 2000
FAX：0263 - 71 - 5155
内線：2412

第2次安曇野市総合計画策定に関する基本方針

〔平成28年5月10日庁議決定〕

1 総合計画策定の趣旨

今後、当市を含めて全国的に少子高齢化・人口減少が進展することが見込まれるとともに、市民ニーズや価値観は一層多様化・複雑化しています。このような現状を踏まえ、中長期的に計画的かつ安定的に効率性・有効性の高い行政運営を行っていくために、計画期間を平成29年度までとしている第1次安曇野市総合計画に続く第2次安曇野市総合計画を策定する。

2 計画策定にあたっての基本的な視点

計画策定にあたっては、次の基本的な視点をもって進めます。

(1) 各種計画との整合

安曇野市まちづくり計画、安曇野市人口ビジョン及び安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図ります。

(2) 第1次安曇野市総合計画の検証

目標年度を平成29年度とした各施策指標の進捗度及び市民アンケート結果による検証を行います。

(3) 市民参加の視点

計画策定にあたり、市民アンケートや市民ワークショップ等を行い市民意見の集約に努めます。

(4) 中長期的都市経営の視点

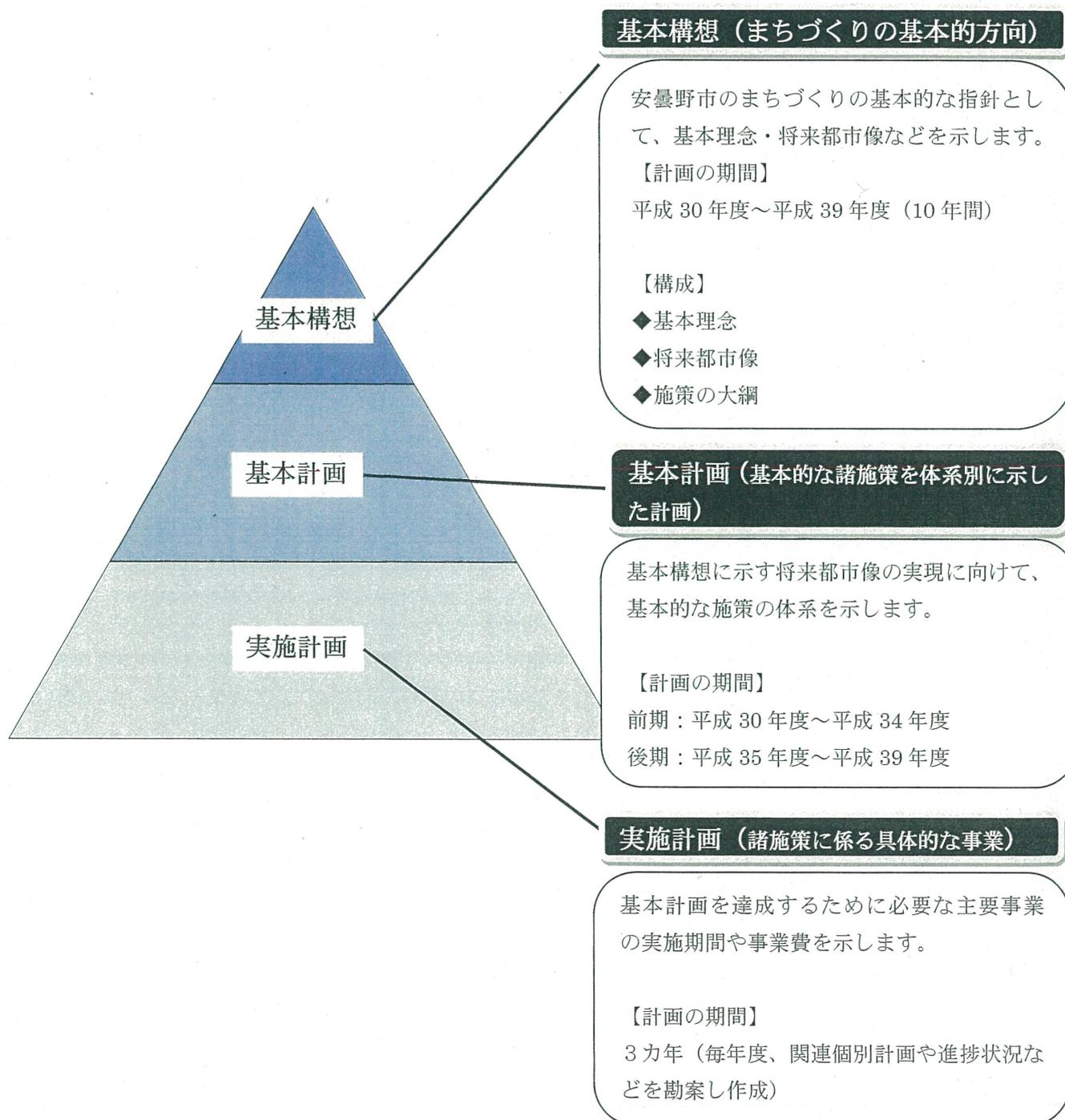
厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な経営の視点に立った計画とします。

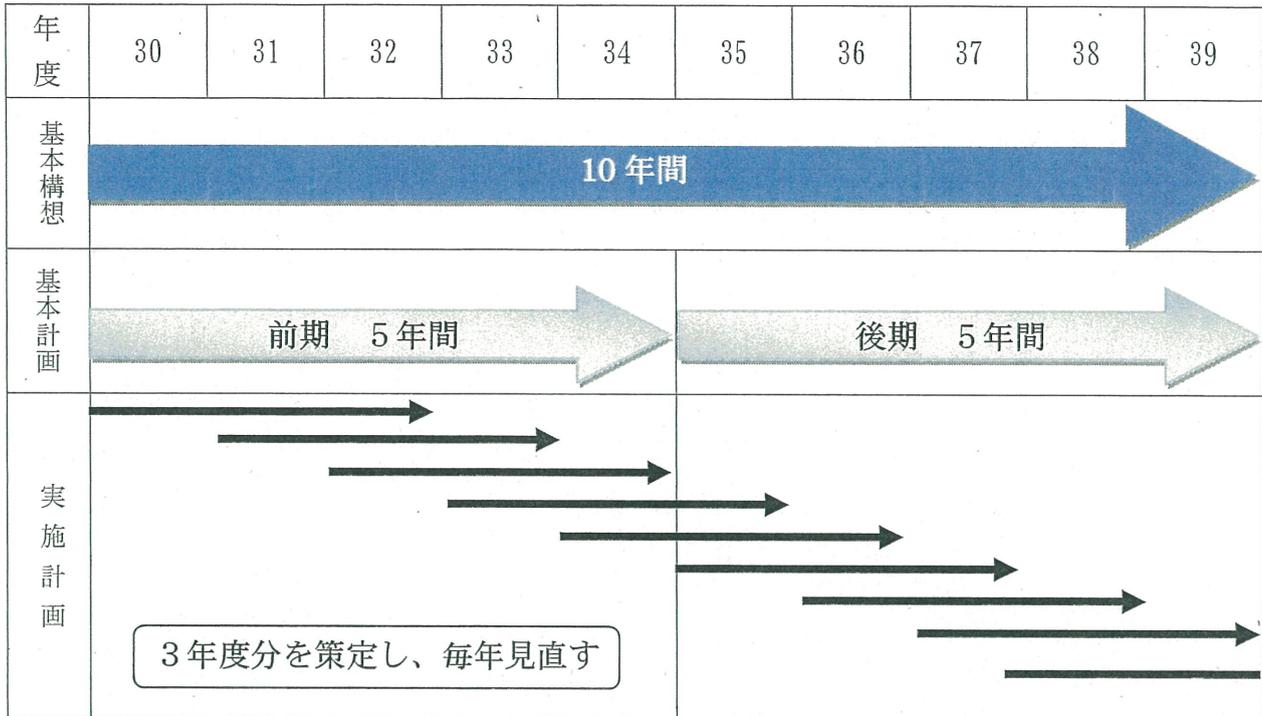
3 総合計画の構成及び期間

総合計画は、市のまちづくりの基本的な指針として、基本理念・将来都市像などを示す「基本構想」、基本構想に示す将来都市像の実現に向けて基本的な施策の体系を示す「基本計画」、基本計画を達成するために必要な主要事業の実施期間や事業費を示す「実施計画」で構成します。

また、期間は基本構想10年・基本計画5年・実施計画3年とします。

	内 容	期 間
基本構想	まちづくりの基本的方向	平成 30 年度～平成 39 年度
基本計画	基本的な諸施策を体系別に示した計画	前期：平成 30 年度～平成 34 年度 後期：平成 35 年度～平成 39 年度
実施計画	諸施策に係る具体的な事業 (別に毎年度、関連個別計画や進捗状況 などを勘案し作成)	3 カ年





4 策定体制

(1) 審議機関

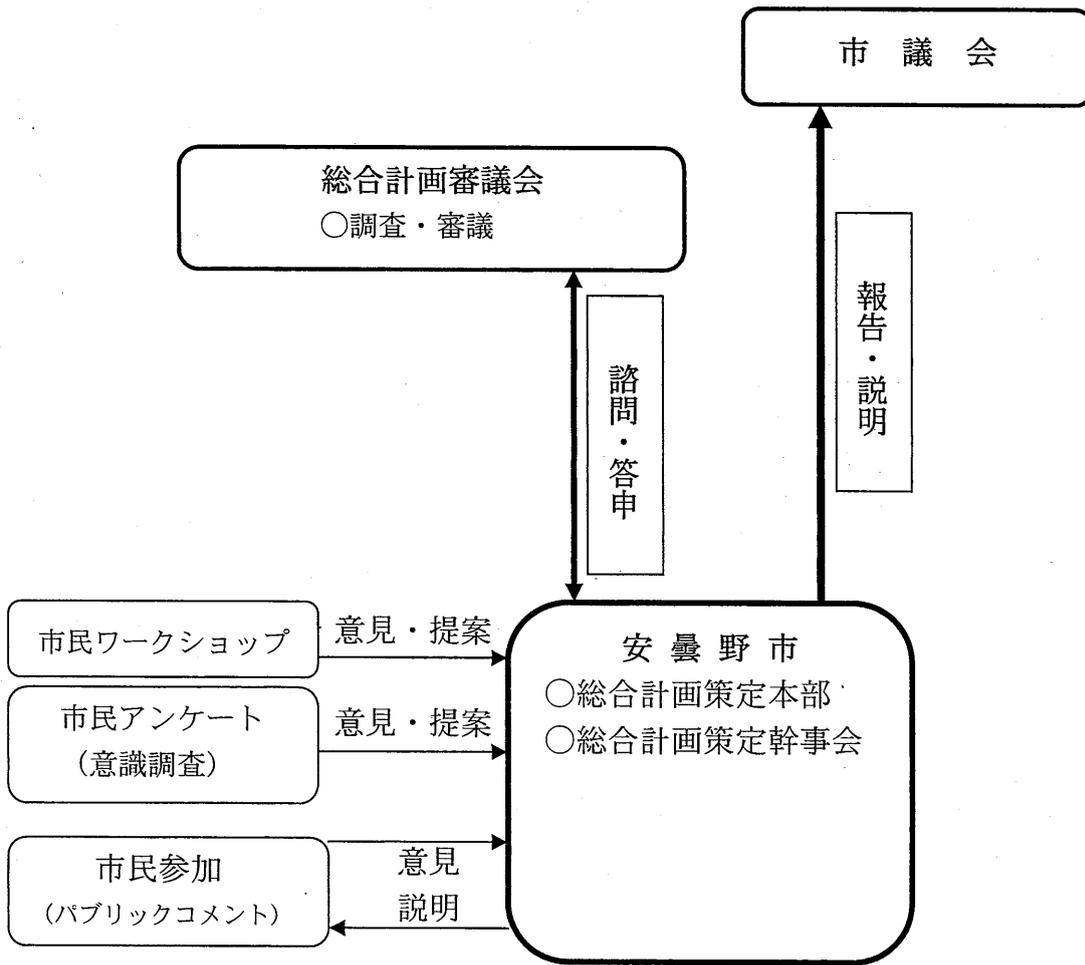
総合計画の策定にあたっては、安曇野市総合計画審議会条例（平成18年安曇野市条例第8号）第1条の規定に基づき設置する安曇野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）において審議します。

(2) 市民参加

計画策定にあたっては、審議会を計画策定の中心的位置付けとし、さらに、より多くの市民の意見を計画へ反映させていくために、市民アンケート、市民ワークショップ等を行い、市民意見の反映に努めます。

(3) 職員参加（庁内体制）

総合計画はすべての計画の上位計画であることから、本庁課長級で構成する「総合計画策定幹事会」を設置し、総合計画案の策定に係る指示・取りまとめを行います。そして、市の決定機関として市長、副市長及び教育長を含めた部長級で構成する「総合計画策定本部」を設置します。



議案第2号	教育部 学校教育課
平成28年8月22日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)藤澤 一渡

タイトル	平成29年度に使用する安曇野市立小中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について
決定を要する事項の内容	教科用図書を採択することについての協議
要旨	<p>学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学級用）」という。）の採択にあたっては、採択権者である市町村教育委員会は、特別支援学級の児童生徒に最もふさわしい内容の図書を毎年採択することができるとされています。</p> <p>安曇野市立小中学校から使用希望のあった平成29年度に使用する一般図書（別紙）の採択について協議するものです。</p> <p>教科用図書採択案（別紙）</p>
説明	<p>参考資料</p> <p>1. 特別支援学級で使用する教科書の採択について（別紙）</p>

平成 29 年度に特別支援学級で使用する教科用図書採択（案）
（学校教育法附則第 9 条に定める教科書）

番号	発行者名	図 書 名	単価 (円)	使用 児童数	備考
1	株式会社 あかね書房	あかね書房の学習えほん か たかなえほんアイウエオ	1,600	1名	図書コード付一般 図書
2	株式会社 岩崎書店	五味太郎のことばとかずの絵 本 漢字の絵本	1,200	1名	図書コード付一般 図書
3	株式会社 くもん出版	生活図鑑カード 生活道具カ ード	900	1名	図書コード付一般 図書
4	株式会社 くもん出版	とけいカード	1,200	1名	図書コード付一般 図書
5	株式会社 こぐま社	かおかおどんなかお	800	1名	図書コード付一般 図書
6	株式会社 福音館書店	かがくのとも絵本 しんぶん しでつくろう	900	1名	図書コード付一般 図書
7	株式会社 絵本館	五味太郎の絵本 かずのえほ ん1・2・3	1,300	1名	図書コード付一般 図書
8	株式会社 永岡書店	リズムにあわせて、うたいな がら、たたこう！たいこでド ン！ドン！スペシャル	1,560	1名	図書コード付一般 図書
9	株式会社 ポプラ社	音のでる知育絵本4 こえで おぼえるあいうえおのほん	1,850	1名	図書コード付一般 図書

〈対象児童〉

児童数	現学年	障害等の状況	就学指導委員会の判定	使用希望教科	希望理由
1名	4年生	ダウン症候群療育手帳 B1	特別支援学級	国語	ひらがなは読むが、生活で頻繁に使う限られた言葉以外は、意味のまとまりで読み取ることが難しい。身近な漢字やカタカナには関心を示してきている。本人の関心やペースに合わせた内容と学習を進める。 (国語 小学部3段階を目標)
同上	同上	同上	同上	算数	10の分解合成の考え方の段階でつまづきがみられ数と数量がまだ結びついていない。生活の中では時間の感覚も曖昧なので、本人のペースに合わせて生活に使えるように学習を進める。 (算数 小学部3段階を目標)
同上	同上	同上	同上	理科	漢字交じりの文を読むこと、理解することが難しいが、実際に目にする事象については興味を持っている。生活の中で使う物について語彙を増やし実際に使っていくことで理解しやすくなる。 (生活 小学部3段階を目標)
同上	同上	同上	同上	社会	約束事が理解できずに、自分の思いを優先して行動してしまうことがある。また、相手の気持ちをくみ取れなかったり状況を理解できなかったりすることがある。適切な言葉遣いや相手のことば、表情を見て行く事で、社会的な関わりを広げて行くことにつなげる。 (生活 3段階を目標)

同上	同上	同上	同上	図工	<p>制作活動は大好きだが、作り方の説明文を読むことは難しい。手指の巧緻性やはさみ糊の使い方にも支援が必要なので、シンプルな作業を中心とした内容で、見通しを持ちやすくして制作を楽しめるようにする。</p> <p>(図画工作 小学部3段階を目標)</p>
1名	新 1年生	知的障害 療育手帳 B2	特別支援学級	国語	<p>本児童は文字を読んだり書いたりする事ができないので、音が出る絵本を使う事で、ひらがなへの興味・関心がもて、文字や言語の獲得につながる学習を進める。</p>
同上	同上	同上	同上	算数	<p>本児童は1から10までの数唱はできるが、実数と数字は結びついていない。また、数字を書く事ができないので、絵本を見て楽しみながら数を唱えたり、数字を書く練習をしたりすることで、数の大小が理解でき、1から5までの数字と実数とが結びついていく学習を進める。</p>
同上	同上	同上	同上	音楽	<p>本児童は楽譜を見て歌ったり楽器を演奏したりする事ができないので、耳から聞いて歌を覚えて歌ったり、タンバリンなどを使ってリズム遊びをしたりするなど、音楽には興味をもって意欲的に取り組む姿が見られ、たたけば簡単に音が出る絵本を使って、リズム遊びを取り入れながら楽しく学ぶ事で、さらに音楽への興味をもち意欲的な学習が進める。</p>

[参考] 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科書の採択について

(教科書採択事務取扱要領—平成3年3月文部省初等中等教育局一の要約)

1 採択の原則

小・中学校において、学校教育法第附則第9条の規定による教科書の使用が認められるのは、特別支援学級のみである。この規定による教科書については毎年度採択替えを行うことができる。

学校教育法附則第9条、同法施行規則第73条の19、20の規定により、特別の教育課程による場合において、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとなっている。

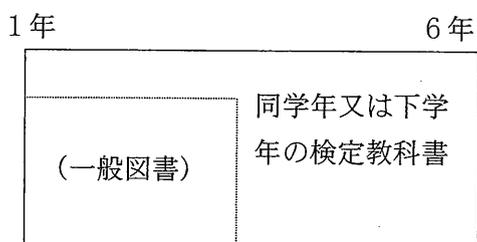
この場合にも、市町村の教育委員会及び国立、私立の小・中学校の校長は、都道府県教育委員会の指導助言等により、十分調査研究を行い、適切な教科書の採択に努めることが必要である。

また、特別支援学級においても検定教科書を使用する場合は、その採択地区内のものと同一のものを採択することとなる。

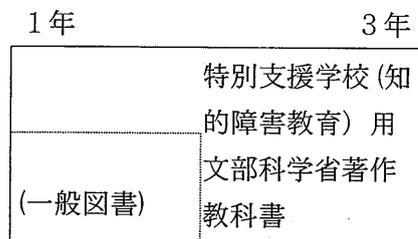
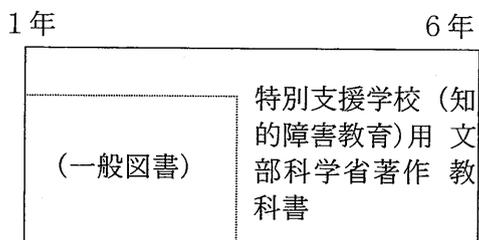
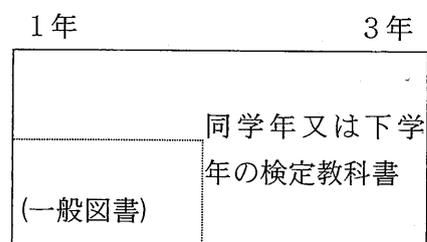
2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合の留意事項

- (1) 小学校又は中学校における特別支援学級において特別の教育課程による場合は、特別支援学校の学習指導要領を参考とする。
- (2) 特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合には、原則として、下学年用の検定教科書又は特別支援学校（知的障害教育）用の文部科学省著作教科書を採択することが望ましい。
- (3) 知的障害者のための特別支援学級における主要な教科用図書の使用の形態（例示）は、次の図のとおりである。

○小学校 特別支援学級（知的障害教育）



○中学校 特別支援学級（知的障害教育）



- (4) 小学校の特別支援学級において特別支援学校（知的障害教育）用文部科学省著作教科書を使用する場合は、特別支援学校（知的障害教育）小学部と同様の使用法を原則とし、中学部のものを小学校で使用するような形態は、極めて軽度の知的障害児童を対象とする学級等を除き、認

められない。

また、特別支援学級において下学年用の検定教科書を使用する場合は、中学校の特別支援学級において小学校用の検定教科書を使用する場合を含め、当該採択地区内の小学校又は中学校で使用されている教科書と同一のものを使用すべきである。

- (5) 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科については、必ずしも1種の教科書に限定することなく、「生活」の教科の内容により、必要に応じ従前と同様に、教科の主たる教材として適切な教科用図書を採択することができる。
- (6) 知的障害者を教育する特別支援学校等において検定教科書及び文部科学省著作教科書以外の一般市販図書を採択する場合には、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する必要がある。

(平成29年度使用教科書の採択事務処理等について -平成28年3月文部科学省初等中等教育局-)

2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

- (1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）並びに学校教育法附則第9条の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教科用図書（以下「高等学校用一般図書」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。
- (2) 義務教育諸学校における特別支援学校・学級用一般図書の採択に当たっては、まずは文部科学省著作教科書や文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に以下の①から⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかにかかわらず、平成28年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。）。
 - ① 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものが適切であること。
 - ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であること（特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切ではない。）。
 - ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
 - ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
 - ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
 - ⑥ 分冊となっている一般図書を採択する場合、予算上後期用を予定していないため、年度当初にまとめて採択すること。ただし、弱視児童生徒のために検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行している、いわゆる「拡大教科書」や、教科書を点訳した点字教科書については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合であっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

議案第3号	教育部 生涯学習課
平成28年8月22日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当係長) 藤森 智

タイトル	第2次安曇野市生涯学習推進計画について																																														
決定を要する事項の内容	計画策定プロジェクト会議設置規程に係る協議																																														
要旨	個別計画である「第2次安曇野市生涯学習推進計画」を策定するにあたり、第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議を設置します。本年度は、計画の素案作成に着手します。																																														
説明	<p>1 目的 第2次安曇野市生涯学習推進計画策定にあたり、計画の基本方針や推進する施策等を検討するため。</p> <p>2 設置期間 公布の日から計画策定終了(平成30年3月31日予定)まで。</p> <p>3 所掌事務 (1) 計画の策定に必要な調査研究に関すること。 (2) 計画により推進する施策等に関すること。 (3) 計画の策定に係る部局との連絡調整に関すること。 (4) その他計画の策定に必要な事項に関すること。</p> <p>4 構成員 15人 会長：教育部長、副会長：生涯学習課長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">部局名</th> <th style="width: 30%;">課名</th> <th style="width: 35%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">委員</td> <td>総務部</td> <td>危機管理課</td> <td>危機管理担当係長</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>人権男女共同参画課</td> <td>人権男女共生係長</td> </tr> <tr> <td>政策部</td> <td>情報統計課</td> <td>情報政策係</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>地域づくり課</td> <td>まちづくり推進係長</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>環境課</td> <td>環境政策係長</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>長寿社会課</td> <td>福祉政策担当係長</td> </tr> <tr> <td>保健医療部</td> <td>健康推進課</td> <td>保健予防係長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会教育部</td> <td>学校教育課</td> <td>学校教育係長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会教育部</td> <td>文化課</td> <td>文化振興係長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会教育部</td> <td>文化課</td> <td>博物館係長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会教育部</td> <td>図書館交流課</td> <td>図書館交流担当係長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会教育部</td> <td>生涯学習課</td> <td>社会教育担当係長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会教育部</td> <td>生涯学習課</td> <td>スポーツ推進担当係長</td> </tr> </tbody> </table>				部局名	課名	職名	委員	総務部	危機管理課	危機管理担当係長	総務部	人権男女共同参画課	人権男女共生係長	政策部	情報統計課	情報政策係	市民生活部	地域づくり課	まちづくり推進係長	市民生活部	環境課	環境政策係長	福祉部	長寿社会課	福祉政策担当係長	保健医療部	健康推進課	保健予防係長	教育委員会教育部	学校教育課	学校教育係長	教育委員会教育部	文化課	文化振興係長	教育委員会教育部	文化課	博物館係長	教育委員会教育部	図書館交流課	図書館交流担当係長	教育委員会教育部	生涯学習課	社会教育担当係長	教育委員会教育部	生涯学習課	スポーツ推進担当係長
	部局名	課名	職名																																												
委員	総務部	危機管理課	危機管理担当係長																																												
	総務部	人権男女共同参画課	人権男女共生係長																																												
	政策部	情報統計課	情報政策係																																												
	市民生活部	地域づくり課	まちづくり推進係長																																												
	市民生活部	環境課	環境政策係長																																												
	福祉部	長寿社会課	福祉政策担当係長																																												
	保健医療部	健康推進課	保健予防係長																																												
	教育委員会教育部	学校教育課	学校教育係長																																												
	教育委員会教育部	文化課	文化振興係長																																												
	教育委員会教育部	文化課	博物館係長																																												
	教育委員会教育部	図書館交流課	図書館交流担当係長																																												
	教育委員会教育部	生涯学習課	社会教育担当係長																																												
	教育委員会教育部	生涯学習課	スポーツ推進担当係長																																												

第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議設置規程（案）

（設置）

第1条 第2次安曇野市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）策定に当たり、計画の基本方針や推進する施策等を検討するため、第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査研究に関すること。
- (2) 計画により推進する施策等に関すること。
- (3) 計画の策定に係る部局との連絡調整に関すること。
- (4) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は教育部長を、副会長は生涯学習課長を、委員は別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、生涯学習課に置く。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

部局名	課名	職名
総務部	危機管理課	危機管理担当係長
総務部	人権男女共同参画課	人権男女共生係長
政策部	情報統計課	情報政策係
市民生活部	地域づくり課	まちづくり推進係長
市民生活部	環境課	環境政策係長
福祉部	長寿社会課	福祉政策担当係長
保健医療部	健康推進課	保健予防係長
教育委員会教育部	学校教育課	学校教育係長
教育委員会教育部	生涯学習課	社会教育担当係長
教育委員会教育部	生涯学習課	スポーツ推進担当係長
教育委員会教育部	文化課	文化振興係長
教育委員会教育部	文化課	博物館係長
教育委員会教育部	図書館交流課	図書館交流担当係長

議案第4号	教育部 各課
平成28年8月22日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 共催 1件 生涯学習課 後援 1件 文化課 後援 1件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部学校教育課 共催・後援台帳(平成28年度8月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
12	H28.7.28	学校 教育	平成28年度図 書館職員等ア ップアップ(専 門)研修	長野県図 書館協会 牛山 圭吾 会長	長野県図 書館協 会	共催	県下学校図書 館高度化事業 モデル地域つ くりの推進	7月26日	平成28年10月 16日・11月22日	・豊科交流学習セン ター「きぼう」 ・堀金小学校	学校図書館が教育課程の 展開に寄与するために、学 校図書館の学習センター・ 情報センター高度化を目 指して、司書教諭・学校司 書等対象の専門研修を開 催する。	県下の学校司書、司書教 諭、公共図書館職員を対 象とした研修で、講師を招 き学校図書館の役割等を 学習する。一講座につき 500円。	-	-	-	基準第3条第 2項により可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成28年度8月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
1021	H28.8.12	社会教 育担当	文部科学大臣賞競争 「全日本健康麻将選手 権」予選大会	全日本健康麻 将協議会	岡田 和彦	全日本健康 麻将協議会	後援	安心して参加で きる健康麻将大 会にするため。	平成28年 11月12日 (土)		日 月	松本市総合社 会福祉セン ター4階大会 議室	「健康麻将」を生涯学習とし て捉え、市民が生き生きとし 暮らせる地域社会を目指 す。また、多世代にわたる地 域交流を目的とします。	参加費:2,500円 1回戦から4回戦	-	-	-	基準第3 案第2項 により可

教育部文化課 共催・後援台帳(平成28年度8月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
48	H28.7.19	文化	仮名「松沢求葉の戯曲の上演」	松沢求葉ラ イオンクラ ブ 代表 松沢 求	松沢求葉ライ オンクラブ	後援	より多くの方に関 心をもってみてい いただくため	7月15日	平成28年 11月5日 (土) 14:00～ 16:00	交流学習セ ンターみらい	安曇野市の各士 松沢求葉 の啓蒙啓発活動のため。	戯曲の上演。 入場料:大人2000円、小人(高校生以下)1000円 他の後援申請先:安曇野市、安曇野市観光協 会、信濃毎日新聞、松沢求葉顕彰会ほか	—	—	—	取扱基準第3条第 2項により可

平成 28 年 8 月 22 日開催

安曇野市教育委員会 8 月定例会当日配布資料

【教育委員会定例会提出資料】

議案第 4 号の 2

教育部 文化課

平成 28 年 8 月 22 日提出

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	文化課 (詳細 別紙) 共催 2 件・後援 3 件
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第 1 項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>	

教育部文化課 共催・後援台帳(平成28年度8月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H28	H25	所管課意見
49	H28.8.15	文化	ほっとくらぶチャリティーコンサート	斉藤雅恵	ほっとくらぶ	ほっとくらぶ	重症心身障がい児(者)とその家族を支援するための周知活動	8月12日	平成28年 9月25日(日)	研成ホール	重症心身障がい児(者)とその家族を支援するための周知活動	チャリティーコンサート(同時開催 講演・家族レスパイト旅行報告会) ・入場無料 ・「共に生きる社会 心のバリアフリー」患者代表 牧島広寿 氏 ・家族レスパイト旅行報告会 一泊旅行と日帰り旅行を経験して参加者からのアンケート結果から ・コンサート出演者: 田中正敏、紫藤佑弥(クラリネット奏者)	—	—	—	取扱基準第3条第2項により可
51	H28.8.16	文化	第21回安曇野市小中学校合同吹奏楽会	安曇野市小中学校合同吹奏楽会実行委員会	安曇野市小中学校合同吹奏楽会 実行委員長 筒井 年恵	安曇野市小中学校合同吹奏楽会	事業開催により、音楽を通して子ども達の感性を育む、広い年代・地域間での交流を促したい。	8月15日	平成28年 10月8日(土)	豊科公民館 大ホール	安曇野市内の吹奏楽を愛好する児童生徒が、日ごろの練習の成果を発表したり、鑑賞しあったりすることを通して、音楽を愛する心を育て、また、お互いの良さを感知、認め合う精神を育む機会とする。感性豊かな人間形成を目指し、市内小中学校吹奏楽のレベルアップを期す。 今回から、旧種彦町時代から行ってきた東京藝術大学交流事業の一環として本事業を開催する。東京藝術大学から演奏者を招き、プログラムの中で児童、生徒の日ごろの練習の成果を発表する場としてだけでなく、レベルの高い演奏に触れる機会とする。	—	—	—	取扱基準第3条第1項により可	
52	H28.8.12	文化	スチューデントジャズフェスティバルin松本	The BigBand of MusicToys 事務局 柴田裕一	The BigBand of MusicToys	後援	学校や公共施設での告知をさせていただきたく申請させていただきます。	8月16日	平成28年 10月15日(土)	松本市音楽文化ホール	県内で活動している小中高生ジャズバンドを集めたコンサートを開くことにより、活動を一般の方にも知ってもらい県内の学生ジャズバンド認知度を上げます。また各バンドの親睦を深め交流のきっかけ作りになればと思います。	ジャズコンサート 出演: 安曇野市立豊科南小学校・飯綱町立飯綱中学校・松本嶺々崎高校軽音楽部ジャズ班 (@m)・松本深志高校軽音楽部・中高生ジャズバンド The BigBand of MusicToysによるジャズコンサート(予定含む) ゲスト: 茨城県立水戸工業高校 入場無料 他の後援申請先: 松本市教育委員会・塩尻市教育委員会・大町市教育委員会 ※同団体については平成23年度から後援しているが、この行事での申請は初めてである。	—	—	—	取扱基準第3条第2項により可

教育部文化課 共催・後援台帳(平成28年度8月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
53	H28.8.18	文化	安曇野の作家展 「鷹崎安弘」	安曇野市 豊科近代 美術館 館長 荒深 重徳	安曇野市豊科 近代美術館、 公益財団法人 安曇野文化財 団	後援	安曇野市出身の 作家を多くの市民 に広報・周知する ため。	8月18日	平成28年 9月24日(土) ～ 10月27日 (木)	豊科近代美 術館 本館2 階展示室	安曇野市の基幹美術館とし て、安曇野市出身で版画家の 「鷹崎安弘」を広く紹介する特 別企画展。	独特の世界観を持つ鷹崎安弘の版画や、立体作 品、制作に使用した道具などを一同に展示する。 ・入場料：一般500円、大学・高校生300円、中学 生以下無料 ・入館定員：3000人(有料2000人、無料1500人) ・他の後援申請先：安曇野市、信濃毎日新聞社	—	—	—	取扱基準第3 案第2項により 可
54	H28.8.18	文化	国天然記念物 「中房温泉の膠 状珪酸および珪 華」見学会	一般社団 法人、安曇 野市観光 協会	一般社団法人 安曇野市観光 協会	共催	より多くの参加者 を募り、また、貴重 な国の天然記念 物である「中房温 泉の膠状珪酸お よび珪華」の成り 立ちの理解をより 深めるため。	8月17日	平成28年 10月23日 (土)	中房温泉	国の天然記念物である「中房 温泉の膠状珪酸および珪華」 を、より多くの方々に知って いただく機会を設けるため。	『中房温泉の膠状珪酸および珪華』の見学 ・講師：浅川行雄さん(地域環境研究室) ・参加費：2000円(屋食代・保険料など) ・定員20名 ・服装：持ち物・歩きやすい服と靴、飲み物、雨具 (カッパ)、筆記用具など ・日程：9時 中房温泉駐車場到着～国天然記念 物や登録有形文化財を見学、地獄	—	—	—	取扱基準第3 案第2項により 可

報告事項 第1号	教育部 学校教育課
平成28年8月22日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)平林 洋一

タイトル	信濃毎日新聞株式会社、一般社団法人共同通信社長野支局及び株式会社時事通信社長野支局と安曇野市教育委員会との「児童生徒の言語活動充実と新聞活用に関する協定書」の締結について
報告を要する事項の内容	協定書の締結についての報告
要旨	平成28年7月29日付で当該協定を締結したことにより、信濃毎日新聞の紙面を家庭学習、校内掲示、学校・学級通信、教員研修会、授業参観、PTA研修などに事前の許諾を得ずに、二次使用できるもの。
説明	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年秋、県教育委員会、県内の市町村教育委員会等に、小学生の保護者などから「学校だよりなどで新聞記事を掲載するなど、著作権法違反をしている」との連絡が複数寄せられた。 ・これを受け、県教育委員会は「学校だよりなどに新聞記事を使うのは著作権法違反に当たる」と、県内各校に対して文書及び会議で説明した。 ・これに対し、県内各校から「学校だよりなどに新聞記事を使いたいのので何らかの対処をしてほしい」との要望等が信濃毎日新聞社に相次いだ。そこで、学校だよりで信濃毎日新聞掲載の記事を自由に使えるように、信濃毎日新聞社が県内の教育委員会などと協定を結ぶこととした。 <p>【協定のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同通信社長野支局、時事通信社長野支局が著作権を持つ記事を含めて信濃毎日新聞に掲載された記事が対象となる。 ・肖像権が管理されている、スポーツ選手及び芸能人の写真などは二次使用できない。 ・二次使用では、掲載日と「信濃毎日新聞掲載」を明示する。 ・信濃毎日新聞株式会社、一般社団法人共同通信社長野支局及び株式会社時事通信社長野支局が著作権を有していない読者や社外の者等が寄せた原稿、投稿、文芸作品、写真、インタビュー、人物紹介、座談会等の記事、まんが、小説、広告等は、二次使用において許諾が必要となる。また、書籍に記事を掲載する場合は、有償となる場合がある。 ・協定書の有効期間は1年間とし、異議なき場合は自動更新となる。

児童生徒の言語活動充実と新聞活用に関する協定書

信濃毎日新聞株式会社（以下甲という）、一般社団法人共同通信社長長野支局（以下乙という）、株式会社時事通信社長長野支局（以下丙という）と安曇野市教育委員会（以下丁という）は次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙、丙と丁は相互に連携・協力し、丁および丁が所管する学校や施設等において、甲が発行する新聞および派遣する人材を活用し、児童・生徒・学生の言語活動の充実を図るとともに、安曇野市教育の向上に資する。

(記事の活用)

第2条 (1) 丁および丁が所管する学校等は、著作権法第35条、第36条に基づき、甲が発行する新聞の記事を二次使用することができる。

(2) この協定に加え、これらに加えて、家庭学習、校内掲示、学校・学級通信、教員研修会、授業参観、PTA研修等でも、信濃毎日新聞での「掲載日」に加え、「信濃毎日新聞掲載」と明示すれば、事前の許諾手続きを行うことなく、乙と丙が著作権を有する記事を含め信濃毎日新聞に掲載した記事を二次使用することができる。

ただし、学校ホームページへの掲載、校内LANサーバーへの蓄積等は、当該学校に関する記事に限る。

丁および丁が所管する学校等は、信濃毎日新聞に掲載された記事や写真等を使用する際、自らの責任において、肖像権や個人情報保護など人権を侵害しないよう最大限配慮する。なお、スポーツ選手や芸能人の写真など肖像権が管理されている写真は二次使用できない。

(二次使用の許諾が必要なもの)

第3条 丁が掲載するものは、甲、乙、丙が著作権を有していないため、丁および丁が所管する学校等が二次使用する場合、あらかじめ著作権者の許諾を得なければならない。

- ①読者や社外の人、社外の団体等が甲、乙、丙に寄せた原稿や投稿、文芸作品、美術作品、写真等
②社外の人、談話、インタビュー、人物紹介、座談会等の記事
③他の新聞社から寄せられた記事や写真、絵等
④まんが、小説
⑤広告

(二次使用の問い合わせ)

第4条 丁および丁が所管する学校等が、新聞記事を書籍に掲載する場合は有償となる場合がある。これを含め、二次使用について不明な点がある場合は、甲のN I E（教育に新聞を）担当部署に問い合わせることとする。

(学校教材価格の適用)

第5条 甲は、丁が所管する学校が授業で活用する信濃毎日新聞の料金について、事前の申し込みがあれば、別に設定した学校教材用価格を適用する。

(記者の派遣)

第6条 甲は、丁および丁が所管する学校等の要請があれば、新聞を活用した授業、新聞教育、教員研修等に記者らを派遣する。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の30日前までに、甲、乙、丙と丁いずれからも書面による申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか、新たに必要な事項が生じた場合や連携・協力の細目については、その都度、別途協議して定める。

この協定の証として本協定書4通を作成し、それぞれ押印の上、甲、乙、丙と丁が各1通を保有する。

平成28年7月29日

- (甲) 長野市南県町657 信濃毎日新聞株式会社 小坂 壮太郎 代表取締役社長
(乙) 長野市南県町657 一般社団法人共同通信社長長野支局 金子 直 支局長
(丙) 長野市南県町657 株式会社時事通信社長長野支局 文彦 支局長
(丁) 安曇野市豊科6000番地 安曇野市教育委員会 橋渡 勝也 教育委員長

報告事項 第2号	教育部 学校教育課
平成28年8月22日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)平林 洋一

タイトル	私立高校に対する公費助成についての陳情書について																																				
報告を要する事項の内容	陳情の提出についての報告																																				
要旨	<p>中信地区私学助成推進協議会から、私立高校に対する公費助成の陳情書が提出されたもの。</p>																																				
説明	<p>1 陳情書の要旨</p> <p>(1) 私立高校への経常費補助金（生徒数分割）を継続していただきたい。</p> <p>(2) 国・県の関係者に対して、就学支援金制度の拡充並びに私学助成の増額のための意見書をあげていただきたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【国・県向けの意見書要旨】</p> <p>① 私立学校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。</p> <p>② 私立学校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。</p> <p>③ 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。</p> </div> <p>2 平成28年度 中信地区私学助成推進協議会各校への助成状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">生徒 総数</th> <th style="text-align: center;">市内在住 生徒数</th> <th style="text-align: center;">安曇野市からの補助額 ※市内生徒1人×10,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松商学園高等学校</td> <td style="text-align: center;">1,411人</td> <td style="text-align: center;">213人</td> <td style="text-align: center;">2,130,000円</td> </tr> <tr> <td>松本第一高等学校</td> <td style="text-align: center;">658人</td> <td style="text-align: center;">106人</td> <td style="text-align: center;">1,060,000円</td> </tr> <tr> <td>創造学園高等学校</td> <td style="text-align: center;">605人</td> <td style="text-align: center;">43人</td> <td style="text-align: center;">430,000円</td> </tr> <tr> <td>エクセラン高等学校</td> <td style="text-align: center;">338人</td> <td style="text-align: center;">44人</td> <td style="text-align: center;">440,000円</td> </tr> <tr> <td>信濃むつみ高等学校</td> <td style="text-align: center;">381人</td> <td style="text-align: center;">64人</td> <td style="text-align: center;">640,000円</td> </tr> <tr> <td>東京都市大学塩尻高等学校</td> <td style="text-align: center;">787人</td> <td style="text-align: center;">65人</td> <td style="text-align: center;">650,000円</td> </tr> <tr> <td>松本秀峰中等教育学校</td> <td style="text-align: center;">485人</td> <td style="text-align: center;">19人</td> <td style="text-align: center;">190,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">4,665人</td> <td style="text-align: center;">554人 (11.88%)</td> <td style="text-align: center;">5,540,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※松本秀峰中等教育学校は、後期課程が助成対象</p> <p>3 安曇野市としての新たな就学支援制度の創設 【安曇野市入学準備金無利子貸付制度】</p> <p>(1) 私立高校進学者 300,000円（国公立の場合100,000円）</p> <p>(2) 私立大学・短期大学・専修学校専門課程進学者 600,000円 （国公立の場合400,000円）</p>	学校名	生徒 総数	市内在住 生徒数	安曇野市からの補助額 ※市内生徒1人×10,000円	松商学園高等学校	1,411人	213人	2,130,000円	松本第一高等学校	658人	106人	1,060,000円	創造学園高等学校	605人	43人	430,000円	エクセラン高等学校	338人	44人	440,000円	信濃むつみ高等学校	381人	64人	640,000円	東京都市大学塩尻高等学校	787人	65人	650,000円	松本秀峰中等教育学校	485人	19人	190,000円	合 計	4,665人	554人 (11.88%)	5,540,000円
学校名	生徒 総数	市内在住 生徒数	安曇野市からの補助額 ※市内生徒1人×10,000円																																		
松商学園高等学校	1,411人	213人	2,130,000円																																		
松本第一高等学校	658人	106人	1,060,000円																																		
創造学園高等学校	605人	43人	430,000円																																		
エクセラン高等学校	338人	44人	440,000円																																		
信濃むつみ高等学校	381人	64人	640,000円																																		
東京都市大学塩尻高等学校	787人	65人	650,000円																																		
松本秀峰中等教育学校	485人	19人	190,000円																																		
合 計	4,665人	554人 (11.88%)	5,540,000円																																		

平成28年8月9日

安曇野市教育長

橋渡 勝也 様



中信地区私学助成推進協議会

会長

細田

事務局

創造学園高等学校

松本市笹部2-1-6

TEL 0263-25-4112

FAX 0263-27-1020



私立高校に対する公費助成をお願いする 陳 情 書

謹啓 貴職におかれましては、日頃、私立高校の振興のために格別のご理解ご支援を賜り深く感謝申し上げます。また、私学助成につきましてもご配慮賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中信地区私学助成推進協議会〔松商学園高等学校・松本秀峰中等教育学校・エクセラン高等学校・松本第一高等学校・東京都市大学塩尻高等学校・信濃むつみ高等学校・創造学園高等学校で構成〕では、中信地区の私立高校への助成と国・県への意見書送付を要請する運動に取り組んでおります。

私学は独自の建学の精神に基づき、生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げてまいりました。平成26年度より「就学支援金」制度が改正され、家庭の教育費負担は軽減されておりますが、支援金が授業料の負担軽減であるために、保護者の多くは公立と私学では学費の差は大きいと実感しているところであります。また、景気は若干上向き傾向にあると言われておりますが、なかなか実感が伴わないのが現実で、保護者の学費負担は深刻な状況が続いております。

私学助成の主体をなす国・県からの補助金は一定の前進はみられるものの、特色ある教育活動を求めて子どもたちが通う学校には、施設の整備・拡充をはじめとする教育環境の改善が求められており、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。このことは生徒減少期にあって一層強くなっており、私たち保護者を含む学校の自助努力だけでは対応しきれないのが現状であります。

安曇野市におかれましては、平成23年度より私立高校等運営費補助金として再び予算を計上していただきまして、関係者一同大変感謝しております。

今年度、安曇野市から中信地区私学7校へ551名の生徒さんをお預かりしています。それぞれ自分の夢の実現に向けて学習をはじめ、部活動、生徒会活動等に励んでおります。

貴市の財政状況も引き続き厳しいところとは存じますが、公教育の一翼を担う私学振興のために、さらにも一層のご理解ご支援を賜りたく、下記のとおり陳情申し上げます。

敬白

記

- 1 私立高校への経常費補助金（生徒数分割）の継続を行って下さい。
- 2 国・県の関係者に対して、就学支援金制度の拡充並びに私学助成の増額のための意見書をあげて下さい。

以上

中信地区私学助成推進協議会

会長 細田

事務局 創造学園高等学校

松本市笹部2-1-6

TEL 0263-25-4112

FAX 0263-27-1020



1 「意見書」の見本

右ページをご参照下さい。国宛・県宛の各例

2 「意見書」の送付先

国宛

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣

県宛

長野県知事・長野県総務部長

3 「意見書」の内容についてのお願い

「国づくりは人づくり」の言葉のように教育の重要性は世界の共通認識となっています。公教育の一端を担う私立学校は、それぞれの建学の精神に基づき、社会の変化と時代の要請に応じて教育改革を推進し、魅力と特色ある学校づくりに努めています。

2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施されましたが、学費負担の深刻な状況が未だ続いており、多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。

また、長野県の公教育を支えてきた私立高校の経営は極めて厳しいものとなっています。さらに施設設備の整備の拡充等、教育環境の一層の改善が強く求められており、これらへの取り組みは自助努力だけでは対応しきれない状況にあります。

そこで、

- (1) 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額
- (2) 教育条件改善のための施設、設備費の補助
- (3) 保護者負担を軽減するために、授業料軽減補助の増額

以上の3点の項目をあげて戴きたく、よろしく願いいたします。

私立高校への公費助成に関する意見書（例） [国向け]

私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況が未だ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

私立高校への公費助成に関する意見書（例） [県向け]

長野県の私立高校は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす県からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況が未だ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

中信地区私学助成推進協議会について

設立趣意

中信地区の各市町村に対し、私学助成を要請する活動は、学校経営者による松本市への陳情活動によって始まった。そしてその後、昭和52年より、中信地区私立高校5校の教職員で組織する『私学助成要求中信地区連絡会議』（昭和60年『中信地区私学助成をすすめる会』と改称）による市町村への請願署名活動も行われるようになってきた。その中でPTAはこの活動の重要性を理解しつつ、経営者・教職員それぞれの活動に対し、協力を行ってきた。

これらの活動の結果は、次第にあらわれ、助成方法の違いはあるものの、現在では中信地区全ての市町村で何らかの私学助成制度が確立されるに至っており、このような状況は全国にも例をみないものである。

しかしながら、助成額についてはまだ十分とはいえず、増額が望まれるところであるが、昨今の補助金抑制の動きのなかで伸び悩んでいる。また、1991（平成3）年から始まる生徒急減期に備えて、一層私学助成の充実が必要となることは言うまでもない。そこで、そのためには、市町村議会や行政側からの活動一本化への強い要望もあり、「中信地区私学7校関係者が一丸となつての活動こそが必要である」という考えにたつて、今まで、学校経営者・教職員がそれぞれPTAの協力をえて行ってきた活動を一本化し、より強力な動きにしていきたいと考えるのである。

会の目的

中信地区私立高校への私学助成の充実を要請する署名活動またはPR活動により、各市町村への請願陳情を行う。

組織の構成と運営

中信地区の私立高校理事者・管理者、保護者、教職員で構成する。

代表者会議を置き、活動内容・予算・決算等を決定し、監査結果の報告を受ける。

代表者会議は、各校3名（理事者・管理者、保護者、教職員代表）、事務局校は4名、計19名があたる。

連絡会議を置き、代表者会議へ活動の提言をする。連絡会議は、各校の代表者1名以上で構成する。オブザーバーの参加も可能である。

事務局校を置き、各校輪番制とする。事務局は、記録・会計を含む事務処理を行う。

監事は、代表者会議構成員とは別の2名があたる。会計及び活動内容を監査し、代表者会議へ報告する。

平成28年度 中信地区私学助成推進協議会 各校一覽

- 松商学園高等学校 〒390-8515 松本市県3丁目6番1号
TEL 0263-33-1210 FAX 0263-33-1213
PTA会長 林 祐一郎
学校長 百瀬 康雄
担当教職員 横内 克彦
- ◎ 松本秀峰中等教育学校 〒390-0813 松本市埋橋2丁目1番1号
TEL 0263-31-8311 FAX 0263-31-8333
PTA会長 牛越 弘彰
学校長 小坂 共榮
担当教職員 黒田 翔馬
- ◎ エクセラン高等学校 〒390-0221 松本市里山辺4202番地
TEL 0263-32-3701 FAX 0263-35-9080
PTA会長 土橋 勝美
学校長 安藤 善二
担当教職員 河西 良和 小柳 和隆
- 松本第一高等学校 〒390-0303 松本市浅間温泉1丁目4番17号
TEL 0263-46-0555 FAX 0263-46-7270
PTA会長 桐山 博
学校長 山崎 猛
担当教職員 飯島 賢治 藤原 諒
- ◎ 東京都市大学塩尻高等学校 〒399-0703 塩尻市広丘高出2081番地
TEL 0263-88-0104 FAX 0263-54-0490
PTA会長 鳥羽 行衛
学校長 赤羽 利文
担当教職員 倉田 英明 野村 繁伸
- ◎ 信濃むつみ高等学校 〒390-0832 松本市南松本1丁目13番26号
TEL 0263-27-3700 FAX 0263-27-2870
PTA会長 矢崎 直子
学校長 水野 好清
担当教職員 由上優太郎 田淵 人司 敦森 弘子 新井 梨恵
- ◎ 創造学園高等学校 〒390-0847 松本市笹部2丁目1番6号
TEL 0263-25-4112 FAX 0263-27-1020
PTA会長 細田 明宏
学校長 壬生 義文
担当教職員 岩下 益夫 宮尾 直希 下條俊太郎 白澤 直敏
 原 元士 吉江 里織

平成 28 年度 中信地区私学助成推進協議会『役員体制』

会 長	細田 明宏	(創造学園)	事務局校の保護者 (PTA) 会長
副 会 長	林 祐一郎	(松商学園)	次年度事務局校の PTA 会長
”	壬生 義文	(創造学園)	事務局校の校長
”	岩下 益夫	(創造学園)	事務局校の教職員
運営委員	牛越 弘彰	(松本秀峰)	会長・副会長校を除く 5 校の PTA 会長
”	土橋 勝美	(エクセラン)	”
”	桐山 博	(松本第一)	”
”	鳥羽 行衛	(都市大塩尻)	”
”	矢崎 直子	(信濃むつみ)	”
”	百瀬 康雄	(松商学園)	会長校を除く 6 校の校長
”	小坂 共榮	(松本秀峰)	”
”	安藤 善二	(エクセラン)	”
”	山崎 猛	(松本第一)	”
”	赤羽 利文	(都市大塩尻)	”
”	水野 好清	(信濃むつみ)	”
”	黒田 翔馬	(松本秀峰)	事務局校・次長校を除く 5 校の教職員
”	河西 良和	(エクセラン)	”
”	小柳 和隆	(エクセラン)	”
”	飯島 賢治	(松本第一)	”
”	藤原 諒	(松本第一)	”
”	倉田 英明	(都市大塩尻)	”
”	野村 繁伸	(都市大塩尻)	”
”	由上優太郎	(信濃むつみ)	”
”	田淵 人司	(信濃むつみ)	”
事務局長	宮尾 直希	(創造学園)	事務局校の教職員
事務局次長	横内 克彦	(松商学園)	次年度事務局校の教職員
事 務 局	白澤 直敏	(創造学園)	事務局校の教職員 (注)事務局の
”	下條俊太郎	(創造学園)	” 員数は
”	吉江 里織	(創造学園)	” 事務局に
”	原 元士	(創造学園)	” の事務長 任せる
監 事	敦森 弘子	(信濃むつみ)	前年度事務局校の事務長
”	新井 梨恵	(信濃むつみ)	” 教職員

報告事項 第3号	教育部 生涯学習課
平成 28 年 8 月 22 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当係長) 藤森 智

タイトル	安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱について
報告を要する事項の内容	要綱の一部改正
要旨	<p>安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱（平成 22 年安曇野市教育委員会告示第 5 号）の一部を改正したので報告します。</p> <p>委員の任期を本年度に委嘱する委員に限り、平成 30 年 3 月 31 日までとし、その期間の委員を安曇野市社会教育委員とする。</p>
説明	<p>改正の理由</p> <p>安曇野市生涯学習推進市民会議は、安曇野市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）の推進及び取組状況の点検、評価等を行うために設置しています。</p> <p>平成 29 年度に新たに第 2 次計画を策定するための策定会議を設置する予定です。</p> <p>市民会議と策定会議は、計画に関連する会議のため所掌事務が重複します。</p> <p>市民参加の会議は有意義ですが、同様の会議を複数設置することになるため、計画を策定する平成 29 年度まで安曇野市生涯学習推進市民会議の役割を安曇野市社会教育委員が行うこととしたため。</p>

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱（平成22年安曇野市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第3条各号の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員については、安曇野市社会教育委員設置条例（平成17年安曇野市条例第229号）の規定に基づき設置された安曇野市社会教育委員が兼ねるものとする。

3 第4条の規定にかかわらず、前項の規定により委嘱された委員の任期は平成30年3月31日までとする。

安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱（平成22年安曇野市教育委員会告示第5号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 市民会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 市民会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>公募により選考された市民</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p>

報告事項 第4号	教育部 各課
平成 28 年 8 月 22 日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 9 件 文化課 7 件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成28年度8月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
28	H28 7.11	スポーツ推進担当	平成28年度中層地区スポーツ少年団競技別交流大会(硬式野球)	安曇野市スポーツ少年団	加々美 浩一	長野県スポーツ少年団、安曇野市スポーツ少年団(主催)	後援	スポーツ振興に寄与するため。	7月5日	小学生:平成28年7月23日(土)・24日(日) 中学生:平成28年7月30日(土)・31日(日)	〇	過去承認	7月13日	高家スポーツ広場、三郷文化公園グラウンド	スポーツ少年団活動の活性化を図るため。団員に試合を主とした交流の場を提供し、技術向上をめざすと同時に団員の連帯感を高めることを目的とする。	試合方法:リーグ戦(2試合)後、決勝トーナメント戦 参加予定者数:300名 参加料:団員1名300円	〇	-	-	基準第4条第2号により可
29	H28 7.11	スポーツ推進担当	第26回 SHINSHU BRAVE WARRIORS 安曇野ミニバスサマーキャンプ 2016	安曇野をバスケットで熱くする会	田井 良臣	安曇野市内の小学生を対象としたミニバスケットキャンプのため。	後援	安曇野市内の小学生を対象としたミニバスケットキャンプのため。	7月6日	平成28年8月12日(金)から13日(土)までの1泊2日	〇	過去承認	7月13日	練習:堀金、総合体育館 宿泊:晴島山荘	信州プレイブウオリアーズのコーチ・選手指導による1泊2日のミニバスケットボールキャンプ(小学生約130名)の実施。	参加料:宿泊参加者8,000円、日帰り参加者5,000円 指導者:信州プレイブウオリアーズ コーチ及び選手	〇	〇	〇	基準第4条第2号により可
30	H28 7.13	社会教育担当	第2回オーガニック&ウツアデイ子どもフェスタ	子どもフェスタ実行委員会	花村 薫	子どもが中心となるため、広く教育機関に広報し多数の参加を募りたい。	後援	子どもが中心となるため、広く教育機関に広報し多数の参加を募りたい。	7月12日	平成28年8月27日(土)	〇	過去承認	7月14日	安曇野スリースタサンモリッツ	安曇野市の子どもの健康やかな成長を願って、体験や遊びの場を提供する。主として、子育てファミリーを対象とする。	飲食ブース(リン屋さん、かき氷など)、販売ブース(アロマオイル、本雑貨など)、遊びと癒しの広場(吹き矢、積み木など、子育てブース) 入場料無料 会場ブース出店料:5,000円	〇	-	-	基準第4条第2号により可
31	H28 7.13	社会教育担当	安曇野環境フェア2016	安曇野環境フェア2016実行委員会	実行委員長 横田 耕太郎 実行委員 横田 耕太郎	環境フェア開催により、環境に関わる様々な情報・現状を市民に伝え、環境関連の施策を進めていく上で市民・事業者・行政のネットワークを構築する機会を提供するとともに、市民全体が環境について学び、具体的な行動に繋げるための契機とするため。	後援	環境フェア開催により、環境に関わる様々な情報・現状を市民に伝え、環境関連の施策を進めていく上で市民・事業者・行政のネットワークを構築する機会を提供するとともに、市民全体が環境について学び、具体的な行動に繋げるための契機とするため。	7月13日	平成28年10月8日(土)~9日(日)	〇	過去承認	7月14日	安曇野市総合体育館	出展者と来場者の交流を深め、フェアにこれまで参加していなかった人を巻き込む。 参加者同士がお互いの顔を見えるようにし、つながりの場を広げる。	ブース展示、緑のカーテン写真展、水で遊べるおもちゃ作り、触れる地球展示、人形劇、講演会、ワークショップ、環境活動発表会など	〇	〇	〇	基準第4条第2号により可
32	H28 7.21	社会教育担当	第7回安曇野市囲碁・将棋大会	安曇野市囲碁・将棋大会実行委員会	実行委員長 小川 廣道	安曇野市の公民館施設を借りて大会を開催する。囲碁・将棋を通して市内住民の親睦・交流を図る。	後援	安曇野市の公民館施設を借りて大会を開催する。囲碁・将棋を通して市内住民の親睦・交流を図る。	7月21日	平成28年11月20日(日)	〇	過去承認	7月29日	安曇野市明科公民館	日本の伝統文化である囲碁や将棋の良さを改めて見直し、趣味の発見・技術の向上・市民の交流と幅広い年齢層への普及を図るもの。	囲碁の部、将棋の部に分かれ試合の部、将棋の部に分かれ参加料:1人1,000円(高校生以下500円)	〇	-	-	基準第4条第2号により可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成28年度8月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H28	H25	所管課意見
33	H28 7.25	スポーツ推進担当	第28回中倉あつみの交流明科杯ミニバスケットボール中倉地区大会	安曇野市バスケットボール協会 会長 古澤 栄一	安曇野市バスケットボール協会	後援	ミニバスケットを通して、小学生同士の技術の向上を図っている大会です。本年も後援をお願いします。	7月22日	平成28年9月10日(土)・11日(日)	○	過去承認	○	7月27日	明科体育館、明科中学校体育館、明南小学校体育館	ミニバスケットを通して、小学生同士の技術の向上を図る。	小学生のミニバスケットボール大会。 試合方法: トーナメント方式 参加料: 1チーム2,000円	○	○	○	基準第4条第2号により可
34	H28 8.2	スポーツ推進担当	2016 一輪車演技舞台発表会『新シエラサードの誘いVol.6』	発表会実行委員長 高橋 香織	ユニサイクルチーム、ポリクローム	後援	児童館、小学校、中学校、高校等へバスツアーの配布をしいたい。	7月25日	平成28年12月25日(日) 開演14:30 開演15:00	○	過去承認	○	8月5日	まつもと市民芸術館 主ホール	練習の成果発表と、一輪車の華麗な演技・芸術性高い舞台を広く一般の方々にもご覧いただきたく、二年に一度舞台発表会を開催しております。	小学生から社会人までの25名出演予定。 出演: 21曲予定 入場者数: 800名 入場料: 無料 出演者参加料: 1人76,000円(積立金4,000円×19ヵ月分)	○	○	○	基準第4条第2号により可
35	H28 8.2	スポーツ推進担当	安曇野卓球選手権大会兼長野県卓球選手権大会安曇野市予選会	会長 西村 義夫	安曇野卓球連盟	後援	社会教育の一環として必要。	7月29日	平成28年9月4日(日)	○	過去承認	○	8月5日	穂高総合体育館	安曇野卓球選手権大会と同時に行われる長野県卓球選手権大会安曇野市予選会を行う。須坂大会(10月15・16日:須坂市市民体育館)の出場代表者を決めるため。	競技種目: 男子シングルス(26名)、女子シングルス(7名)、男子ダブルス(11組)、女子ダブルス(3組) 競技方法: 各種目共トーナメント方式、試合はすべて11本5ゲームスマツツ(3点先取)で行う。 参加料: シングルス1人1,000円、ダブルス1組1,600円	○	○	○	基準第4条第2号により可
36	H28 8.4	社会教育担当	親子水のふれあい2016 安曇野	平林 千代	犀川水系水のネットワーク協議会	後援	小学生の参加が多く見込まれるため	8月3日	平成28年9月4日(日)	○	過去承認	○	8月5日	安曇野市明科中川手御田(水辺の楽校、犀川河川敷)	普段近づけない河川敷の自然の中で親子が水に親しみ取り、遊び学ぶ。※カヌー参加者は、保険料の一部(1人100円)を負担	カヌー教室、つり教室、魚つかみ取り ※カヌー参加者は、保険料の一部(1人100円)を負担	○	○	○	基準第4条第2号により可

教育部文化課 共催・後援台帳(平成28年度8月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
39	H28 7.12	文化	第9回あつがるア ミリーコンサート	松本マザ ズアンサ ンブル あ つがる 横 山 愛	松本マザ ズアンサ ンブル あ つがる	後援	子育て中の方たちを 中心に私達の活動と 演奏を知っていただ くため	7月9日	平成28年 12月4日(日)	過去 承認	過去承認	7月14日	松本市音楽文化 ホール(サ、ハ ーモニーホール)メ インホール	団員の練習の成果を 発表する場、そして小 さなお子さん連れの御 家族でも気軽に聴い て楽しんでいただきた いため。	ママさん吹奏楽団「松 本マザズアンサンブ ルあつがる」のコンサ ート。 ・入場無料 ・曲目:動物園楽隊ジウ オウジャー、音楽祭の プレリュード、ドラゴンク エストによるコンサート セレクション、デイズ ニープリンセスメロ ーなど ・他の後援申請先:松 本市教育委員会、塩尻 市教育委員会、信濃毎 日新聞社ほか	○	○	○	取扱基準第4条 第2号により可
41	H28 7.14	文化	穂高美術協会展	穂高美術協 会	穂高美術協会	後援	安曇野地域の文化 活動に貢献したい為	7月12日	平成28年 9月29日(木) ~ 10月4日(火)	過去 承認	過去承認	7月20日	碌山公園 研成 ホール	美術展を多くの方に 鑑賞していただき関心 を寄せて貰う事で地域 の賑わいはかる。	日頃制作した油絵・ア クリル画など作品50点 ほどを展示	○	○	—	取扱基準第4条 第2号により可
42	H28 7.19	文化	第32回 安曇野で 道祖神を語る集い	穂高神社宮 司 小平 弘起	道祖神まつり実行 委員会	後援	市の紹介、又、昔か ら続く民間信仰を広 く知って頂く為。	7月17日	平成28年 8月27日(土) ~ 28日(日)	過去 承認	過去承認	7月21日	穂高神社(参集 殿)及び市内	道祖神の巡拝、又講 師による講演により、 伝承ある道祖神信仰・ 民間信仰を研究し、多 くの人々に親しんでい ただく	1日目は穂高駅の道祖 神祭りを始めに、穂高 神社参集殿を会場とし て講演会を行い、2日 目は、堀金・穂高牧地 区の道祖神を巡拝し、 各所の道祖神を講師の 先生の説明によって 知って頂く。 参加料:5000円 毎年、全国より80名程 度の参加者がありま す。 共催申請先:安曇野 市、安曇野市商工観光 部観光交流促進課、穂 高神社	○	○	○	取扱基準第4条 第2号により可

教育部文化課 共催・後援台帳(平成28年度8月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H28	H25	所管課意見
43	H28 7.20	文化	緑のカーテン広げようコンサート	NPO法人 あづみ野風土舎 機野 康子	NPO法人 あづみ野風土舎	後援	幅広く周知し、安曇野市の教育文化活動の充実を図るため。	7月20日	平成28年 9月17日(土)	過去承認	過去承認	7月21日	碓山公園 研成ホール	「緑のカーテン」普及活動の一環として、2年に一度、安曇四重奏コンサートを開催。生の演奏を聴いて心を豊かにして頂くと同時に、緑のカーテンの更なる広がりにつなげて行く。	・音楽アンサンブルによる安曇四重奏 ・安曇者代さん(リブラ)による独唱 ・入場料1000円 ・他の後援申請先:市民タイムス	—	○	—	取扱基準第4条第2号により可
44	H28 7.26	文化	わくわくキッズコンサート	「ホッと」演奏ボランティア協会 牛山正博	「ホッと」演奏ボランティア協会 松本モーツァルト・オーケストラ	後援	公民館などにチラシを置き、広くコンサートへの宣伝をしたい。	7月25日	平成28年 9月30日(金)	過去承認	過去承認	7月29日	松本市 庄内地区公民館	子連れでコンサートに行かれない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かれない方の為に屋間にコンサートを行い、音楽に触れて欲しい	ヴァイオリン&ピアノデュオコンサート 入場無料 対象:未就園児(0~3歳程度)とその家族、その他の一般の方などでも 入場者数:150名程度	○	○	○	取扱基準第4条第2号により可
46	H28 8.2	文化	第17回あしたは真打ちまつふん新人寄席	(一財)長野県文化振興財団 キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館) 館長 出川 久雄	(一財)長野県文化振興財団 キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)	後援	より有効な広報活動を行いたいため。	7月31日	平成29年 1月28日(土)	過去承認	過去承認	8月3日	キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)国際会議室	落語協会に所属する二つ目落家による落語会を低価格で開催する。若手落語家の育成を図るとともに、落語の裾野を広げることを目的とする。	若手落語家による寄席の公演。 出演:柳亭市弥、入船亭小辰 全席自由 一般:1000円、学生・シニア(60歳以上):500円 公演前日の1月27日(金)には、松本市内小学校でワークショップを開催予定。 共催申請先:長野県、長野県教育委員会、他の後援申請先:松本市、松本市教育委員会、信濃毎日新聞社、市民タイムス、タウン情報、(公財)八十二文化財団 ※今年度5月に、H28.9.24開催予定の「第16回あしたは真打ちまつふん新人寄席」が承認されています。	○	—	—	取扱基準第4条第2号により可

教育部文化課 共催・後援台帳(平成28年度8月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
47	H28 8.2	文化	第52回 彫刻展	彫刻展の会	彫刻展の会	後援	多くの安曇野市在住者を含み、そのほか出品者による52回を数える彫刻作品店である。本市の進める生涯学習・芸術文化振興に寄与するであろう制作者の自己研鑽に励む姿勢を受け止めて後援いただきたい。	8月2日	平成28年 11月11日 (金) ～ 13日(日)	過去 ○承認	8月5日	碌山公園 研成 ホール	第52回彫刻展として自己研鑽による彫刻作品を展示、発表することにより、地域の芸術振興・発展に資する。	彫刻・デッサン作品の 展示発表(約50点)。 立休:1人3点以内、 デッサン:2点以内を出 品する。 ・入場無料 ・出品料10,000円	○	○	○	取扱基準第4条 第2号により可

報告事項第5号

平成28年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈学校教育課〉

教育総務係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
総合教育会議	<p>8月8日 第1回総合教育会議</p> <p>・市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育施策を推進していくため、今回は「健康でたくましい安曇野の子どもを育てるために」をテーマに開催した。</p>	<p>・年内に第2回総合教育会議を開催予定</p>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
海外ホームステイ事業	<p>・参加生徒の決定</p> <p>7月20日締切として、今年度の参加者募集を行いました。応募者数は市内7中学校より53名でした。</p> <p>8月5日・6日の両日で選考面接を実施し、14名の参加予定者を決定した。</p> <p>（内訳）</p> <p>豊科南中学校 1名、豊科北中学校 1名 穂高東中学校 2名、穂高西中学校 3名 三郷中学校 3名、堀金中学校 3名 明科中学校 1名</p>	<p>・今後は、オリエンテーション3回、英会話レッスン6回を予定し、出発までの準備を進めます。</p> <p>9月11日(日) 第1回オリエンテーション 9月17日(土) 英会話レッスン1 10月2日(日) 英会話レッスン2 11月19日(土) 英会話レッスン3 12月3日(土) 第2回オリエンテーション 12月10日(土) 英会話レッスン4 H29.1月22日(日) 英会話レッスン5 H29.2月18日(土) 英会話レッスン6 H29.3月5日(日) 第3回オリエンテーション</p>

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
第2次生涯学習推進計画策定 予算額：2,213千円	5/10 政策会議 5/15 部長会議 5/24 教育委員会定例会 6/9 部内業者選定委員会 6/21 業務委託契約 7/27 市民会議 進捗状況の確認、第2次計画策定スケジュール、市民アンケートの素案確認、第2次計画への要望 8/22 教育委員会定例会 策定プロジェクト会議設置規程新設 市民会議設置要綱附則改正	9/28 策定プロジェクト会議① 10/月上旬 社会教育委員の会 10/下旬 教育委員会定例会 11月 市民アンケートの実施 1/ 策定プロジェクト会議② 3/ 策定プロジェクト会議③
安曇野市人権・平和特別授業 ～kizuki～ 予算額：2,400千円	○事業説明 4/8、4/20 校長会 4/21 小学校長会 5/24 学校学年主任との協議 6/9 部内業者選定委員会 事業の概要 実施日 11/14 対象：市内小学校10校 4年生 期日：11月 場所：豊科公民館ホール 内容：市歌斉唱 「私たちが思う平和 -みんなが仲良くするために-」発表 ミュージカル「とべないホテル」鑑賞 終了後、感想文の執筆	11/14 安曇野市人権・平和特別授業

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野検定 予算額：1,414千円	○実施方法の検討 概要 基本編・・・過去5年間の問題から出題 講座編・・・平成28年度準備講座から出題 ジュニア・・・過去5年間の問題から出題 ○講座内容の決定 6/15 「広報あづみの」による告知 準備講座 7/14 第1回「松沢求策と自由民権運動」 講師 中島 博昭さん（地域史研究家） 参加者 59人 7/21 第2回「『一山百楽』田淵 行男」 講師 斉藤 省三さん（田淵行男記念館館長） 参加者 62人 7/28 第3回「北アルプス登山道開拓者たち」 講師 関 悟志さん （市立大町山岳博物館学芸員） 参加者 66人 8/4 第4回「『常念を見よ』佐藤 嘉市」 講師 橋渡 勝也さん （安曇野市教育委員会 教育長） 参加者 66人 8/18 第5回「『安曇野の昔話』の主人公たち」 講師 浜野 安則さん（歴史民俗学研究者）	7月～11月安曇野検定準備講座10回 9/8 『興味津々あづみの FOOD』展 から-日常食と儀礼食- 9/29 「拾ヶ堰開削200年」 10/6 「荻原守衛-愛は芸術なり 相 剋は美なり-」 10/20 「相馬愛蔵と黒光【前編】」 10/27 「相馬愛蔵と黒光【後編】」 9月～11月 ブラッシュアップ講座 1/29 平成28年度安曇野検定

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
市民大学講座 予算額：1,047千円	8/17 「広報あづみの」による告知	9/10 市民大学講座特別編 「心地よい日本語」 講師 金田一 秀穂さん(杏林大学外国語学部教授) 市民大学講座信州大学編 9/27 基礎から分かる放射能・放射線 10/4 インターネットの心理学 10/13 昔話・民話のナゾを解く 10/18 地質探索と探る北アルプスの生い立ちの謎 11/1 感染症から身を守る
日本語教室 予算額：395千円	○豊科、穂高、堀金毎週日曜に、三郷は土曜日に開催(明科休講中) 6/8 第1回ボランティア講習会 15人参加 講師：佐藤 佳子さん (松本市地域日本語教育システムコーディネーター)	3月 ボランティア講座
学校開放講座 予算額：300千円	○社会教育法第48条による講座 4/7 開催依頼通知 5/12 回答期限 1小学校、1中学校、4高校 全13講座 80回開催予定 5/3～12/19 南安曇農業高校「青空と緑の中で」 7/23～11/19 穂高商業高校「日商簿記検定3級講座」 7/23～8/6 明科高校「パソコン講座 エクセル」 7/23～10/29 明科高校「安筑地方の民族Ⅱ」 7/31 明科高校「親子で学ぶ情報モラル」	8/27～9/4 穂高商業高校「エクセル中級講座」 10/8 穂高商業高校「パソコン入門 Word 初級編」 11/8 穂高商業高校「ワードで年賀状を作成しよう！」 11/19 豊科高校「クラシックギター入門」 11/19～1/21 穂高南小「めざせ！けん玉名人」 11/23 豊科南中「Wordの画像編集機能を使った自画像制作」 11/26 豊科高校「篆印～自分の印を刻る～」 12/18 豊科高校「本格的ハードカバー製本」
美的カレッジ 予算額：40千円	○市内在住又は在勤の20歳から40歳以下の女性対象の講座 4/23 フラワーアレンジメント 14人 5/29 テーブルマナー 19人 8/6 カメラ講座 14人	10/22 ヨガ 12/17 簡単おせち料理

人権教育推進事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
人権尊重作文集 予算額：326千円	○概要 市内小学校3～6年生、中学校1～3年、指定する学年ごと1作品を選出。ただし、4学年は全学校から計27作品)。各種人権学習会などの概要版などとともに作文集を作成し、関係者へ配布。 5/18 市校長会 6月より随時学校へ説明	11月～12月 作品募集 3/月上旬 発行
安曇野市企業人権教育推進協議会 予算額：52千円	市内31企業加入 6/24 総会・研修会 会長 花村薫さん(株式会社ちくま精機代表取締役) 研修会「アンガーマネジメント」 講師 丸の内ビジネス専門学校校長 内川小百合さん	10/25 企業人権啓発講演会 講師：比田井 和孝さん(上田情報ビジネス専門学校 副校長) 2/14 理事会

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館長会	○第1回 4/11 平成28年度役員選出 会 長：中田穂高公民館長 副会長：内川豊科公民館長、蓮井中央公民館長 ○第2回 5/9 公民館大会、運営方針 ○第3回 6/6 公民館大会反省、総合芸術展実行委員の選任 ○第4回 7/4 今後の予定 ○第5回 8/3 今後の予定、臨地講座	毎月1回開催
安曇野市総合芸術展 予算額：355千円	7/4 第1回実行委員会 実行委員長 高野 博さん 副実行委員長 隼田和子さん 開催要項、スケジュール	10/3 第2回実行委員会 10/15～11/6 作品選考 11/15 第3回実行委員会 2/ 6 第4回実行委員会 3/ 3～22 総合芸術展
安曇野市公民館報 予算額：1,532千円	5/10 校正会議 5/18 企画会議 6/ 2 第30号発行 6/14 校正会議 6/22 企画会議 7/ 6 第31号発行 7/23 長野県公民館報関係者研修会 会場：穂高公民館 講演 演題 読んでもらえる紙面づくり 講師花岡 明生 氏 (株式会社市民タイムス 元編集局長) 4分科会 約100人参加 8/10 校正会議	8/24 企画会議 9/ 7 第32号発行 10/12 校正会議 10/20 企画会議 11/ 2 第33号発行 11/10 校正会議 11/18 企画会議 12/ 7 第34号発行 1/25 校正会議 2/ 2 企画会議 2/15 第35号発行 (年6回発行)

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

青少年健全育成費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども会育成会支援 予算額：9,592千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月6日～15日 5地域子ども会育成会連絡協議会 ○4月19日 子ども会育成会連合会総会 ○5月8日 均等割補助金申請、子ども安全共済会申込み締切→98地区申請 ○5月11日 長野県子ども会育成会連絡協議会第1回理事会 ○5月19日 第2回常任委員会 ○5月27日 活性化補助金申請締切→42地区申請 ○5月28日 長野県子ども会育成会連絡協議会通常総会 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座常任委員5名参加協力 ○6月17日 松本地方子ども会育成連絡会 会議 	<ul style="list-style-type: none"> 10月、3月 常任委員会 11月 ジュニアリーダー養成講座協力 2月中旬 子ども会育成会地域連絡協議会
青少年センター 予算額：1,021千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月28日 第1回運営委員会 ○5月13日 長野県青少年補導センター連絡協議会 ○5月19日 安曇野市小中高等学校生徒指導連絡協議会第1回総委員会 ○5月31日 第2回運営委員会 ○6月1日 センターだより第5回号（広報）発行 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座運営委員2名参加協力 ○6月17日 長野県青少年補導センター連絡協議会 ○4月～6月 相談受付 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校案件1名（相談回数5回） ○7月15日 第41回長野県青少年補導活動推進大会（飯田市）5名参加 ○8月8日 夏休み街頭巡回（豊科・穂高・堀金） ○8月9日 夏休み街頭巡回（三郷・明科） ○8月18日 第3回運営委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 7月、11月、3月 運営委員会 8月、12月、3月 街頭巡回 10月 中信4市補導センター連絡会議
ジュニア・リーダー養成事業 予算額：71千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月6日 社会教育指導員会にて募集について説明 ○4月19日 募集チラシ配布 ○5月27日 申込み締切 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座36名参加（内児童28名、協力者8名） 	<ul style="list-style-type: none"> 4月～5月 参加者の募集 11月12日 講習会（三九郎組立講座）
まごころ工房 予算額：157千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 募集チラシ配布 ○5月20日 申込み締切 応募者：31名 ○5月29日 第1講座【ようこそ！ワカパーク】開催 受講人数30名 ○6月18日 第2講座【紙飛行機&ブーメラン】開催 受講人数26名 	<ul style="list-style-type: none"> 年6回講座開催 10月29日 落語に挑戦 11月19日 デイサービス交流会 12月3日 和風作り 3月4日 調理実習
こども体験ショー 予算額：540千円	<ul style="list-style-type: none"> ○5～6月 イベント内容検討 ○7月7日 米村でんじろうサイエンスプロダクションに部内業選にて委託決定 	<ul style="list-style-type: none"> 8月下旬 出演者との打合せ 10月9日 環境フェアと同時開催
こども文化祭 予算額：344千円	<ul style="list-style-type: none"> ○5月 企画・運営方法検討開始 ○6月21日 役員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 5月～8月 企画・運営方法検討 9月～10月 出演・出品者の募集 11月26日 文化祭の開催 場所：みらい（予定）

安曇野こども映画教室 予算額：965千円	○4月 小・中17学校、市内4高校 募集チラシ配布 ○4月25日～5月19日 参加者・ボランティア募集 応募者：20名（定員） ボランティア：3名 ○4月30日 河崎監督・麻和先生・事務局打合せ ○5月28日 第1回 オープンスクール開催 受講者数16名 ○6月25日 第2回 シナリオ決定、機材取扱い指導 受講者数17名 ○7月23日 第3回 配役決定・撮影開始（撮影①） 受講者数17名 ○8月27日 第4回 教室開催（撮影②）	5月28日 毎月第4土曜日教室開催 ～11月26日 11月26日 完成披露上映会
-------------------------	---	--

放課後・家庭教育推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
放課後子ども総合プラン運営委員会 予算額：272千円		8月下旬 第1回運営委員会の開催 10月中旬 第2回運営委員会の開催 3月中旬 第3回運営委員会の開催
放課後子ども教室 予算額：8,303千円	○4月12日～14日 小学校との打合せ会議 ○4月27日 放課後子ども教室コーディネーター研修会 参加者：16人 ○4月27日 放課後子ども教室スタッフ研修会 参加者：108人 ○5月18日 豊科北小、豊科東小、明北小、穂高北小 4校において保護者説明会 ○5月19日 明南小において保護者説明会 ○5月25日 豊科南小、穂高南小、穂高西小、三郷小、 堀金小5校において保護者説明会 教育長 堀金小保護者説明会出席予定 ○7月7日 放課後子ども教室スタッフ救命講習会 参加者：18人 ○7月8日 放課後子ども教室スタッフ救命講習会 参加者：15人 ○7月8日 放課後子ども教室スタッフ研修会 （松本合庁） 参加者：13人 ○7月13日 豊科南小、豊科北小において連絡会議 ○7月20日 豊科東小において連絡会議	5月18日 放課後子ども教室の実施 ～3月 2月中旬 地域連絡会議の開催
家庭教育支援事業 予算額：1,900千円	○4月26日 情報誌ポケット5月号の発行 ○5月26日 情報誌ポケット6月号の発行 ○6月23日 情報誌ポケット7月号の発行 ○7月28日 情報誌ポケット8月号の発行 ○8月25日 情報誌ポケット9月号の発行	5月～3月 情報誌ポケットの発行 9月 第1回家庭教育講座 11月 第2回家庭教育講座

児童館運営費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ 予算額：173,966千円	○児童クラブ入所随時受付 ○5月 堀金児童館網戸設置工事（582,117円） ○5月 豊科中央児童館樋、軒天修繕（275,400円） ○6月 南穂高児童館、遊具修繕（74,973円） ○7月 穂高北部児童館 畳張替え工事（176,256円）	11月 入所説明会、入所申請受け 12・1月 入所審査・調整 2月 入所決定通知書発送 3月 入所説明会

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412 千円	6月25日 女性研修会（白馬村）	9月3日 市スポーツ推進委員研修会
スポーツ推進審議会 予算額：182 千円		8月下旬 スポーツ推進審議会委員選出 10月 第1回審議会開催予定
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,200 千円	7月末現在 申請件数：23件 交付額：380 千円	申請に基づき随時対応
市民スポーツ祭 予算額：1,500 千円	6月26日 ソフトバレーボール競技会開催 7月2日 マレットゴルフ大会開催 7月18日 硬式テニス競技会開催	8月21日 卓球競技会 8月28日 ソフトボール競技会 9月4日 空手道競技会 9月10・11日 バスケットボール競技会 9月16日 ゲートボール競技会
安曇野市体育施設使用料の見直しについて		10月中旬 第1回スポーツ推進審議会に諮問予定
公式スポーツ施設整備計画推進	7月24日～8月1日 新総合体育館整備に関する市民説明会を市内5会場にて、全6回開催 8月12日 市議会福祉教育委員会の所管事務調査に出席	9月中 公式スポーツ施設整備推進庁内プロジェクトチーム会議開催予定

スポーツ振興事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等 予算額：8,352 千円	○5、6、7月から開始したスポーツ教室（14種）の継続開催	後期の教室の募集

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷体育館耐震補強工事設計業務	7月20日 耐震補強工事設計業務打合せ 7月25日 三郷中学校と体育館使用について調整	2月下旬 耐震補強工事設計業務完了予定
明科体育館非構造部材耐震化工事設計業務	7月15日 耐震補強工事設計業務打合せ	2月中旬 耐震化工事設計業務完了予定
公共施設予約システム	7月21日 新予約システム構築に伴う打合せ 8月9日 新予約システム構築に伴う打合せ	9月上旬 新予約システムセッティング予定 9月25日 ネット予約申込開始予定 10月1日 新予約システムへ切替予定

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

文化振興事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化振興計画 進捗管理	・進捗管理	・現計画の計画期間は H29 年度まで。H29 年度に策定委員会組織の準備
信州安曇野薪能 主催：信州安曇野薪能実行委員会	・第 26 回信州安曇野能楽鑑賞会 期日 8 月 20 日（土） 会場 豊科公民館ホール 演目 舞囃子「天鼓」、能「融」「紅葉狩」、狂言「鐘の音」 ・明科地区区長会（説明）7 月 21 日（木） ・第 3 回実行委員会 7 月 28 日（木）	・子ども能楽教室 参加者 7 人 7 月 22 日（金）、29 日（金） 30 日（土）、8 月 7 日（日） 8 日（月）、18 日（木）、 19 日（金）
安曇野市美術館博物館連携事業	・市立美術館博物館無料開放 10 月 8 日（土）～11 日（月） ・安曇野市美術館博物館連携事業 第 1 回専門部会 7 月 12 日（火） 第 2 回専門部会 8 月 23 日（火）	・各館との合意形成、広報 ・参加館 13 館
第 5 回田淵行男賞 写真作品公募 主催：田淵行男賞写真作品公募実行委員会	・第 1 回実行委員会 7 月 5 日（火） ・表彰式：8 月 11 日（木・祝）午後 2 時～3 時 30 分 表彰式終了後、講演会（講師：飯沢耕太郎氏） ・展示：8 月 9 日（火）～9 月 4 日（日）	・表彰式準備
豊科近代美術館外収蔵庫の見学希望者への開放	・豊科近代美術館外収蔵庫の一部で、安曇野文化財団所有の西洋家具を展示し、希望者の見学を受付（要事前申込）内覧会：8 月 4 日（木） 受付開始：8 月 13 日（土） 入場無料	

高橋節郎記念美術館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
企画展「高橋節郎の軌跡Ⅰ～出会いと初期作品～」	○会期 7 月 16 日（土）～9 月 4 日（日） 内容 高橋節郎の初期作品と、人生に影響を与えた作家の作品展示。豊田市美術館高橋節郎館・長野県信濃美術館等より作品を借用。 開会式 7 月 16 日（土） 出席者 55 人 記念コンサート 7 月 16 日（土） 来場者 110 人 ○夜のミュージアム 8 月 14 日（日）17：00～21：00	・開会式準備

	<p>○講演会 8月21日(日)午後2時～3時 講師：瀬尾典昭(長野県信濃美術館 研究主幹) 演題：「高橋節郎の周辺 東山魁夷と石井柏亭を中心に」</p>																																																									
第5回そば猪口アート公募展	<p>○募集受付 7月5日(火)～18日(月・祝) 応募点数 287点 応募者数 241人</p> <p>○審査会 8月1日(月)・2日(火)</p> <p>【入賞14賞】</p> <table border="0"> <tr> <td>大賞</td> <td>阿波 夏紀</td> <td>岡山県岡山市</td> <td>陶磁</td> </tr> <tr> <td>準大賞</td> <td>古川 千夏</td> <td>広島県広島市</td> <td>七宝</td> </tr> <tr> <td>優秀賞</td> <td>菅谷 美子</td> <td>東京都中野区</td> <td>ガラス</td> </tr> <tr> <td>優秀賞</td> <td>丸井 菊二</td> <td>石川県輪島市</td> <td>漆</td> </tr> <tr> <td>特別賞</td> <td>田中 若葉</td> <td>石川県金沢市</td> <td>漆</td> </tr> <tr> <td>特別賞</td> <td>根本 達志</td> <td>茨城県常陸太田市</td> <td>陶磁</td> </tr> <tr> <td>第5回記念賞</td> <td>岡澤 治季</td> <td>長野市</td> <td>金工</td> </tr> <tr> <td>第5回記念賞</td> <td>竹内 真吾</td> <td>愛知県瀬戸市</td> <td>陶磁</td> </tr> <tr> <td>第5回記念賞</td> <td>本間 友幸</td> <td>安曇野市</td> <td>陶磁</td> </tr> <tr> <td>審査員賞</td> <td>小口 富雄</td> <td>松本市</td> <td>木工</td> </tr> <tr> <td>審査員賞</td> <td>小口 稔</td> <td>岡谷市</td> <td>陶磁</td> </tr> <tr> <td>審査員賞</td> <td>上島 かな子</td> <td>東京都八王子市</td> <td>陶磁</td> </tr> <tr> <td>審査員賞</td> <td>塚本 沙耶</td> <td>愛知県瀬戸市</td> <td>ガラス</td> </tr> <tr> <td>審査員賞</td> <td>水尻 幸太</td> <td>石川県輪島市</td> <td>漆</td> </tr> </table> <p>○展覧会 10月4日(火)～11月6日(日) 表彰式：10月9日(日)</p> <p>○市商工会の「新そばと食の感謝祭」、安曇野スタイル連携「喫茶チロル」での「そば猪口展」出品、協力</p> <p>○巡回展 愛知県瀬戸市新世紀工芸館 山形県白鷹町文化交流センター「あゆむ」</p>	大賞	阿波 夏紀	岡山県岡山市	陶磁	準大賞	古川 千夏	広島県広島市	七宝	優秀賞	菅谷 美子	東京都中野区	ガラス	優秀賞	丸井 菊二	石川県輪島市	漆	特別賞	田中 若葉	石川県金沢市	漆	特別賞	根本 達志	茨城県常陸太田市	陶磁	第5回記念賞	岡澤 治季	長野市	金工	第5回記念賞	竹内 真吾	愛知県瀬戸市	陶磁	第5回記念賞	本間 友幸	安曇野市	陶磁	審査員賞	小口 富雄	松本市	木工	審査員賞	小口 稔	岡谷市	陶磁	審査員賞	上島 かな子	東京都八王子市	陶磁	審査員賞	塚本 沙耶	愛知県瀬戸市	ガラス	審査員賞	水尻 幸太	石川県輪島市	漆	
大賞	阿波 夏紀	岡山県岡山市	陶磁																																																							
準大賞	古川 千夏	広島県広島市	七宝																																																							
優秀賞	菅谷 美子	東京都中野区	ガラス																																																							
優秀賞	丸井 菊二	石川県輪島市	漆																																																							
特別賞	田中 若葉	石川県金沢市	漆																																																							
特別賞	根本 達志	茨城県常陸太田市	陶磁																																																							
第5回記念賞	岡澤 治季	長野市	金工																																																							
第5回記念賞	竹内 真吾	愛知県瀬戸市	陶磁																																																							
第5回記念賞	本間 友幸	安曇野市	陶磁																																																							
審査員賞	小口 富雄	松本市	木工																																																							
審査員賞	小口 稔	岡谷市	陶磁																																																							
審査員賞	上島 かな子	東京都八王子市	陶磁																																																							
審査員賞	塚本 沙耶	愛知県瀬戸市	ガラス																																																							
審査員賞	水尻 幸太	石川県輪島市	漆																																																							
講座「漆黒に輝く金と貝」(第2回)	<p>・期日 8月27日(土)～28日(日) 講師：今井美幸・増村真実子(東京藝術大学漆芸研究室) 定員10名</p>																																																									

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
文化財事業補助金申請事務手続き	秋以降に催行される無形民俗文化財の保存伝承関係等申請受付。	随時事務処理を行う。

出前講座 あづみのフィルムアーカイブ 映画「よみがえる安曇野」	H28. 8. 6:ニチイケアセンター安曇野光 13:40~14:40 参加者 25 名	出前講座の申請があれば、 随時対応したい。
民家調査	飯田地区詳細調査 8/2・8/4・8/5・8/8 代表的な民家の詳細調査 堀金地区民家調査 8/17 本棟造りの民家詳細調査 (信州大学工学部建築学科 梅干野成央ラボ)	文化的景観にたった集落 調査と詳細調査のまとめ
埋蔵文化財 保護行政基礎講座 への参加	場所：文部科学省 8/3 8/4 8/5	
おふね祭り調査打 合と熊野神社のお 船祭りの調査	8/27 8/28：豊科郷土博物館 中萱熊野神社他	
史跡内除草作業	「上原古墳」「陵塚」	
文化財保護へ向け た啓発活動	広報への文化財コラムの掲載	
縄文土器作り講座	市内小中学校教職員を対象（参加者 20 名） 期日：8/1 場所：鐘の鳴る丘集会所	10 月野焼き

歴史文書整理事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
歴史的価値ある公文書の公開へ向けての準備	公開へ向けた登録作業他	継続
古文書整理作業	飯沼家文書の調査	引き続き調査
歴史資料等新たに登録するためのシステム立上げ	新しいシステムの稼働	
保存文書等借用・閲覧に関する事務	非現用文書の借用・閲覧に対する事務	継続

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高神社境内遺跡・明科廃寺・ほうろく屋敷遺跡他の遺物整理	土器の洗浄作業・注記作業・復元作業	実測作業 図面整理

埋蔵文化財包蔵地内等での開発に対しての工事立会	一般開発・公共事業に伴う工事立会	開発業者との連絡調整
文化財保護法 93・94 条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行なわれる際の届出・通知受付事務	随時対応
公共事業照会	平成 29 年度以降の公共事業計画を把握し、長期的な埋蔵文化財の保護計画を立てる。	公共事業の取りまとめ

博物館係

郷土博物館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
<p>展覧会</p> <p>1 夏季企画展 「安曇野 人の一生 I 大人＝一人前になるってどんなこと？」展</p>	<p>○開催概要</p> <p>・内容：安曇野の人々の誕生から成人までの願いや祈りが時代によってどのように変容したか、また大人＝一人前になるということなどをテーマとした展覧会。 会期：7月16日（土）～8月28日（日）</p> <p>・関連企画 ワークショップ「伝統食を楽しむ 子どもの祝い」 日時：8月20日（土）午前10時～午後1時（会場 豊科保健センター）講師：農村女性学習会 ナイトミュージアム「手作りろうそくと夜の博物館で肝試し」 日時：8月11日（木祝）午後5時30分～7時</p>	<p>・「伝統食を楽しむ」参加者募集7月12（火）～8月19日（金）</p> <p>・ナイトミュージアム参加者募集7月12日（火）～8月10日（水）</p>
<p>展覧会</p> <p>2 県立歴史館巡回展 「長野県の遺跡発掘2016」</p>	<p>○開催概要</p> <p>・内容：長野県立歴史館から県内各地を巡回する展覧会として昨年からの実施。豊科郷土博物館で本年度も引き続き平成27年に発掘調査された最新の出土品や、近年の遺跡発掘調査結果についての展示と、「土偶」のテーマ展示をする。 会期：9月3日（土）～10月16日（日）</p> <p>・関連企画 講演＆トーク 演題「北村遺跡人はどのような人々だったのか」 講師：茂原信生氏 トーク：茂原信生氏、平林彰氏 日時：9月10日（土）午後1時30分～3時（会場：豊科公民館）遺跡報告会 日時：10月1日（土）午後1時30分～3時</p>	<p>・広報の検討</p> <p>・歴史館との展示日程調整</p> <p>・講演＆トーク参加者募集8月23日（火）～9月9日（金）</p> <p>・遺跡報告会参加者募集8月23日（火）～9月30日（金）</p>
<p>展覧会</p> <p>3 県立歴史館協賛展示「この目で見たい！4000年前の縄文人一里帰りした明科北村遺跡出土の縄文人骨一」</p>	<p>○開催概要</p> <p>・内容：9月から郷土博物館で始まる県立歴史館の巡回展「長野県の遺跡発掘2016」の協賛展示として、旧明科町北村遺跡で出土した人骨を中心に、安曇野の遺跡や資料について知ってもらう展覧会。 ・会期：7月23日（土）～11月6日（日）</p>	<p>・広報の検討</p> <p>・展示資料の借用等</p>

<p>展覧会</p> <p>4 出前展示 (コンパクト展示)</p> <p>「明科と大逆事件」</p>	<p>○開催概要</p> <p>・内容：大逆事件と、その発端となった「明科事件」について、旧明科歴史民俗資料館で所蔵していた資料を活用して明科支所でコンパクト展示を実施。</p> <p>・会期：7月5日(火)～8月31日(水)</p>	<p>・明科支所ロビー</p>
<p>展覧会</p> <p>5 出前展示 (コンパクト展示) お盆に関する展示「盆－先祖を迎える日－」</p>	<p>○開催概要</p> <p>・内容：安曇野に伝わるお盆の習俗について紹介する。盆花などの植物についても紹介する。</p> <p>・会期：8月9日(火)～8月21日(日)</p>	<p>・本庁舎1階東側エントランス</p>
<p>講座</p> <p>1 講演</p> <p>「戦争を直接体験された市民の方から話を聞こう」</p>	<p>○開催要項</p> <p>開催日：毎月第2水曜日</p> <p>会場：豊科郷土博物館学習室</p> <p>内容：聞き取り調査対象者を中心に、安曇野市内での戦争実態を体験をもとに話していただく。</p> <p>講師：順次選定し依頼していく。</p>	
<p>2 講座</p> <p>「縄文土器をつくる」の野焼き</p>	<p>縄文土器作り 6月25日</p> <p>野焼き 10月15日(日) 午前9時～午後5時</p> <p>○内容・6月に作った縄文土器を参加者とともに野焼きする。</p>	
<p>3 講座</p> <p>「昔の暮らしを体験しよう」</p>	<p>○開催要項</p> <p>開催日：10月29日(土)</p> <p>会場：曾根原家住宅</p> <p>内容：囲炉裏を中心とした昔の家の生活を実際に体験する。ぬかかどご飯、大麦の虫かごを作るなどする。</p>	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
<p>穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用</p>	<p>○内容</p> <p>・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。</p>	
<p>ワークショップ</p> <p>民具を知る・民具で学ぶ～博物館で活動しよう～</p> <p>(企画は博物館と共催・会場は基本的に鐘の鳴る丘集会所及び穂高郷土資料館)</p>	<p>○内容</p> <p>・郷土博物館・資料館で行っている民具資料を活用し、安曇野の昔の暮らしを伝承する人材を育成するための講座</p> <p>第4～5回 10月以降</p> <p>第4回 布ぞうりをつくろう(11月予定)</p> <p>第5回 俵をつくる(12月予定)</p>	<p>講座参加者のうち、興味のある参加者には、今年度の「昔の暮らし体験教室」などの博物館活動に参加してもらい、教育普及活動のための人材を育成していく。</p>

貞享義民記念館

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
<p>企画展示</p> <p>1 第9回楡フォト クラブ写真展</p> <p>2 白鳥写真愛好会 第5回写真展</p> <p>3 三郷デイサービ スセンター作品展</p>	<p>○開催概要</p> <p>・開催期間：8月2日（火）～8月28日（日） 今年のテーマ「光と影」にそった、会員13人の写真作品約30点を展示する。 入館者数：54人（8月7日現在）</p> <p>・開催期間：8月31日（火）～9月11日（日） 安曇野で越冬する白鳥の様々な姿を写した写真約40点を展示する。</p> <p>・開催期間：9月13日（火）～9月25日（日） センター利用者による、ちぎり絵、俳句、折り紙、絵手紙などの作品を展示する。</p>	<p>・開催中</p> <p>・広報233号に掲載 ・展示作業：8月31日</p> <p>・広報234号に掲載 ・展示作業：9月12日</p>

交流学习センター(施設)事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高交流学习センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市民マイコレクション展 (Part. 3) ・会期:8月23日～10月10日 ・会場:穂高交流学习センター「みらい」交流ギャラリー ○アンサンブル藝弦コンサート ・期日:8月27日 ・場所:穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ※イベントとして出前ミニコンサート(無料)を開催(明科「ひまわり」8月3日、三郷公民館・堀金支所8月4日、来場者合計約120人) 	
交流学习センター運営委員会		<ul style="list-style-type: none"> ○交流学习センター運営委員会（第3回） ・期日:9月中旬 ・場所:未定 ・内容:「図書館及び交流学习センターの管理運営の方向性について」「その他」 ※図書館協議会との合同開催

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
図書館事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜のお話会 ・日時:8月7日(日)午後6時～7時30分 ・場所:穂高交流学习センター「みらい」展示ギャラリー ・内容:穂高絵本とおはなしの会の皆さんによる「すがたり」など ・参加者:25人(大人19人、子ども6人) ○ 夏休み映画上映会 ・日時:8月20日(土)午後1時30分～3時 ・場所:穂高交流学习センター「みらい」多目的ホール ・内容:子どもを対象とした映画上映会 「ユニコ魔法の島へ」(手塚治虫 原作) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8回図書館フェスタ ・期日:9月10日(土)、9月11日(日) ・場所:穂高交流学习センター「みらい」 ・内容: 10日(土) 開会式、ガンズ君と一緒に健康体操、ビブリオバトル(中学生・一般) 11日(日) まるやまあやこさん講演会、夢のコラージュづくり 両日 おはなし会、健康測定体験(保健医療部)、各種ワークショップ、図書リサイクル 等 ○ 図書館協議会(第3回) ・期日:9月中旬 ・場所:未定 ・内容:「第2次図書館基本計画の策定について」、「図書館及び交流学习センターの管理運営の方向性について」、「その他」 ※ 一部、交流学习センター運営委員会との合同開催